【参考Ⅳ】

「今後の地球温暖化防止対策のあり方について（中間とりまとめ）」に対する国民意見の概要

中間とりまとめに対する意見の概要

○平成９年11月18日から意見を受付け、９９件（個人８６件、団体１３件）の提出があった。
○とりまとめ要領
・団体として意見を提出していることが明らかなものは「団体」、それ以外を「個人」と整理。
・中間とりまとめの目次に従って、各項目別にとりまとめている。
・「中間とりまとめに対する意見」以外についても、以下の要領で項目別にとりまとめている。

「意見提出者の自らの取組の報告」	→	「取組報告」
「具体的な個別の対策の提案」	→	「個別対策提案」
「第３回気候変動枠組条約締約国会議に対する意見」	→	「ＣＯＰ３への意見」
「関係審議会合同会議に対する意見」	→	「合同会議への意見」
以上の分類以外の意見	→	「その他」

○意見概要は中環審企画政策部会事務局でまとめたもの。

Ⅰ　環境科学から見た地球温暖化防止の必要性

項　目	個人・団体	意見概要
１　地球温暖化による温度の変化とその意味	個人	○理解できる。ほとんどの国民にとって異論はないと思われる。
	個人	○温室効果ガスの排出の急激な増加がもたらす影響は大きく、地球温暖化防止の必要性については理解できる。しかし、ＴＶなどで南極の氷が溶ける映像などをみて、大変なことになっているんだなと漠然と他人事のように思うだけで、まだまだ実感が湧かない状態である。
	個人	○国益を守る、増大させるという観点からの、地球温暖化対策の必要性の見極めが必要。そのため、①温暖化による被害・利益に関するできる限り定量的な評価、②温暖化対策を行うこと（行わないこと）のメリット・デメリットの検討を行う。経済、社会、生活に大きな制約を加える温暖化対策をとろうとする場合、それなりの必然性が国民に納得されなければ、対策の実施は不可能。極論すれば、南洋の島嶼国の水没などどうでもよい。国は、日本にとっての損得勘定を（環境面以外も含めて)冷静にすべきである。
	団体	○温度上昇の速度について、過去との対比や、生態系が耐えうる限度などを、安全排出コリドーを理解してもらうためにも解説した方がよい。
	個人	○ＣＯ２濃度の安定化水準としては550ppmではなく、450ppmでの安定化のシナリオについて述べる必要がある。気象学者がよく用いる「産業革命前の２倍の濃度」という前提は、ＣＯ２だけでなく他の温室効果ガスの濃度上昇を含めているため、ＣＯ２単独の濃度としては550ppmより低くなければならず、450ppmが適当。
	個人	○「たとえ・・・・・数十年引き続き上昇し、３．５℃となる。」との記載があるが、ＩＰＣＣ、ＳＡＲやＴＰではこのように言っていない。出典、根拠を教えていただきたい。
	個人	○少子化による人口の減少など、国民生活、産業活動の衰退が及ぼす二酸化炭素の増減についての記述が欠落している。日本国の場合、将来的には人口動態の変化によりかなりの二酸化炭素の減少が予想される。 ○大気汚染による微少な凝結核の増加が原因で、過冷却状態の雲が減少するのに対し、微氷晶からなる安定した雲が増える結果、雲の反射や微粒子の吸収によって地表に届く太陽輻射熱が減る。このことによる地球の寒冷

	個人	化との関係が述べられていない。 ○直接間接の燃焼作用により二酸化炭素を排出するという生物の生存の原理を無視して、二酸化炭素の削減を論じても根本的な対策にはならない。 ○温暖化のデメリットだけをクローズアップするのではなく、デメリットをメリットとして利用できるような柔軟な対応も必要。
	個人	○気温の上昇によるケヤキやブナの衰退の例において、植生の移動が気温上昇に追いつけないとしているが、植生の種類によっては、また代償植生を中心に考えるならば、その復元力は高く、地球上の植生を全て含めたような表現で結論するのは無謀。
	個人	○温室効果ガスの与える影響の不確実性を、早急に解明する必要がある。
	個人	○ＩＰＣＣ自身が指摘するように、温暖化が進行した場合、気候・生態系には将来「突発的で予測できない急激な変化」が起きる可能性がある。環境科学から見た温暖化問題の深刻さについての認識が甘すぎる。
	個人	○科学・対策・制度的仕組みにあまりに限定しており、温室効果ガス排出大国としての日本の基本的理念・政策の基本的認識の検討が余りにも欠如している。
2　地球温暖化による影響	団体	○海面上昇について、島嶼国や河口デルタを持つ国への影響に言及し、どのような大きな意味を持つかを理解してもらうためにも解説した方がよい。 ○早期の対策が如何に重要かの説明のためには、海面上昇は仮に排出量の大幅削減が実現しても今後数世紀にわたって続くこと、永久凍土のメタンなど正のフィードバックの可能性などについて解説した方がよい。
	個人	○海面が50㎝上昇時の消失面積の％を標記すべき。
3　環境科学から見た温室効果ガス濃度と排出量の関係	団体	○二酸化炭素単独の濃度で550ppmという値を用いる場合には、この濃度では生態系へ危険な影響を与える可能性があることを断る必要がある。むしろ二酸化炭素等価濃度で450ppm及び550ppmの場合を示してはどうか。また、2020年までに20％という数値を記載する際には、これは上限であり、目安として受け取ってはならないことを明記すべき。 　安全排出コリドーについてはもっと説明を補い、生態系にとっては温度上昇の絶対値だけでなく速度が極めて重要であり、それを考慮した対策が極めて重要なことを読者が理解できるようにすべき。
	個人	○ここでは、二酸化炭素濃度を550ppmで安定化することを基本にしているが、550ppmでは気温上昇速度が生態系が絶えられる限界を越すおそれがあり、少なくとも450ppm以下にすることを基本にすべきである。その場合、21世紀末までに世界の一人当たりの二酸化炭素排出量が国・地域毎に大差がないようにしながらこの目標を達成するには、先進国は80％以上削減する必要がある。科学的にはＣＯＰ３の結論が不十分であることは明白であり、それ以上の削減を実行すべきである。また、本報告書の「2020年までにわが国が20%削減という数値」でも低すぎる。21世紀後半までに80%程度の削減を達成することを前提に、2010年に20%、2020年に35%、2030年に50%程度の中期的削減計画を出すべきである。なお、2030年に50%削減はデンマークで計画されている。（Danish Energy Agency, "Energy 21 "、1996参照）
	団体	○550ppm安定化は生態系保護の上からは高すぎ、より低い濃度での安定

		化が望ましいことを明記すべき。 ○「2020年までに20%削減」という数値は一つのシナリオに過ぎず、これで十分と受け取られるような記述は改めるべき。
	個人	○発展途上国への働きかけを強化していくことも重要。
	個人	○末尾の一文を以下のように変更。「気候・生態系の地球規模の不可逆的な変化が起きることを念頭に置き、予防予測原則に基づいて、先進国は率先して早急に大幅削減を開始しなければならない。」

II　地球温暖化防止対策について

項　目	個人・団体	意見概要
1　気候変動枠組条約締約国会議	個人	○地球温暖化問題は従来なかった地球全体の近未来の重大課題である。立場を超えて議論を始めるのが前提。環境か経済かという対立した議論は不毛。新たな経済の枠組みを示し、その到達点にいかに軟着陸するかというプロセスをいくつか提案し、選択するのが比較的現実的なやり方。
	団体	○条約の経緯は決定事項のみを取り上げて追っているが、AOSIS議定書や、G77＋中国の統一要求などを紹介、世界の大多数の国々が2010年段階で15%削減を求めていたこと、それに対して先進国とりわけ日米がこれまで低い目標しか示さず、それらの目標では気候系に悪影響を及ぼさない程度に気候変動をとどめることができないことを記載すべき。 　排出削減の枠組みについて抜け穴になりかねない様々な制度・手法が主に日米など消極的な国々から提案されてきたこと、その中でも共同実施や排出権取引には開発途上国の強い反対があること、共同実施は2000年までがボランタリーな試行期間であり、その評価で有効性、費用効果性などが思わしくない場合は一切導入されない可能性があることを記載すべき。 ○京都議定書については、世界が今後数世紀にわたり温室効果ガス排出を現在から半分以下に削減していくこと、中でも先進国は８割以上の削減を行っていかなければならないという厳しい対策の第一歩をようやく踏み出したとして評価する一方で、排出削減の抜け穴が多すぎて機能しない可能性があり、各国が安易に抜け穴に頼ってはならないことをあわせて記載すべき。IPCC第１部会が1995年の第二次報告書で示したような排出削減と濃度の変化の関係図を報告に示して解説するとよい。 ○京都議定書を受けて国内で「COP3後速やかに総合的な地球温暖化防止対策を整備する必要がある」としているのは当然である。あわせて、従来の政策は抜本的に変更されなければならないことを記載すべき。
	個人	○「COP3後速やかに総合的な地球温暖化防止対策を整備する必要がある」とする報告書の意見に賛同したい。その際、国民の参加を重視してあらゆる面からの温暖化防止対策を整備、強化することが望ましい。
	個人	○京都会議でＣＯ2大量排出国が率先して削減目標の合意に踏みきったことは勇断であると言える。 ○途上国の自発的参加を求めるのは、もう少し待たざるを得ないかもしれないが、その間、先進国は途上国の文化向上に全力を傾斜するのが（途上国の自発的参加のためには）最も有効な手段かもしれない。
	団体	○「ＣＯＰ３後速やかに総合的な地球温暖化防止対策を整備する必要がある」ことに賛成であり、直ちに取り掛かることを示すべき。 ○総合的な対策の整備のプロセスは、情報公開と市民参加の下で行われることが必要。

	個人	○ＣＯＰ３後速やかに、長期的総合的な対策を整備する必要があるという点に賛成。「国民参加のもとで」という一文を追加をすべき。
	個人	○日本の行動を自画自賛しても仕方がない。
	個人	○取組の基礎として、今回の京都会議について反省検討会を公開で行うこと。
２　これまでの我が国の取組	団体	○2000年の公約達成は絶望的であり、こうした事態に至った総括と改善策が必要。 ○温暖化防止に逆行するこれまでの経済・開発政策が変更されずにそのまま実施され、さらには後から新たに策定されている。典型事例として道路整備と石炭火力発電所大量増設は、温暖化防止政策の根幹をなすが、経済○開発官庁が勝手に計画を策定し、環境庁に何の権限もないことが問題で、改善が必要。
(１)地球温暖化防止行動計画	個人	○「意志」と「実行」が必要なことに賛成。
	個人	○超長期的な計画でなければならないのに、、2010年までの事に目を奪われている印象があまりに強い。環境政策を「環境科学」というScopeにこだわっていては総合的、統合的、段階的進行管理は無理である。
(２)地球温暖化防止行動計画の実施状況	団体	○1990年に「地球温暖化防止行動計画」を閣議決定したものの、1995年までに総排出量で8.3%増加した。1996年の速報では9.4%の増加と伝えられている。素案は「地球的規模の環境問題に関する懇談会」（近藤次郎会長）などの意見として ・個別の施策の効果や進捗状況、正確な費用や費用対効果が定量的に把握できなかったこと ・計画の進捗状況を翌年以降の計画の進行管理に反映する仕組みがなかったこと を紹介しており、これは「地球温暖化防止行動計画」が何故機能しなかったのかの大きな原因であり、この反省に基づき新しい政策を組み立てなければならない。またあわせて ・開発官庁が計画と矛盾する政策や計画を策定し、実施してきたこと ・個々の施策を計画レベルでも実施レベルでも評価し、変更する環境アセスメント制度がないか、あっても極めて不十分だったこと なども大きな原因であり、これもあわせて記載すべき。 ○京都議定書を受けて、できるだけ早い時期に「行動計画」を抜本的総合的に改正し、他の経済・開発諸施策の変更を迫る実効的計画とすべき。
	個人	○1995年の実績の記述を最新の96年実績に訂正すること。 ○「COP3後のできるだけ早い時期に「行動計画」改訂の必要性も含め対策のあり方について結論を出す必要がある」と述べられているのは賛成である。しかし、その内容についてはＣＯＰ３で認められた日本の削減率を大幅に越える目標をもったものにすべきであろう。
	団体	○「地球的規模の環境問題に関する懇談会」の「個別の施策の効果や進捗状況、正確な費用や費用対効果が定量的に把握できない」「計画の進捗状況を翌年以降の計画の進行管理に反映する仕組みがない」等の意見はその通りで、その教訓を活かすことが必要。行動計画の単なる改訂では不十分であり、抜本的に改正・再構築すべき
	個人	○議長国としての日本の手腕が問われて、そこに目を向けられがちであったが、実現可能と思われる範囲内で厳しい削減目標を提示し、深刻な環境

		問題に対して全世界で取り組まねばならないことを強く主張して欲しい。
	個人	○指摘は的を得たもの。個別施策の効果、進捗状況、正確な費用や費用対効果の定量的把握、および、計画の進捗状況を翌年以降の計画の進行管理に反映する仕組みを、「温暖化防止基本法」（仮称）といった法的枠組みの中に盛り込むことは重要。「地球温暖化防止行動計画」を抜本的に見直し、「地球温暖化防止計画」の策定と「温暖化防止基本法」の立法化を実現すべき。
	個人	○実施状況のチェックはあまりに貧弱。電気料金やガス料金の値下がりの中で民生エネルギーの消費量は増加しているという「市場メカニズム」効果のマイナス状況に全く触れられていないことは理解に苦しむ。
	団体	○経済開発政策に優先し、環境部局に強力な権限を持たせた計画の策定を国民参加で行うべき。
3　今後の日本の地球温暖化防止対策への取組の基本的方向	個人	○1990年から開始されたとのことであるが、普通の国民としては、政府、自治体、大企業あたりでのことと、感じているはず。ごく最近、今年になってから、ＣＯ２抑制のＣＭが、新聞やＴＶでみられるようになり、「少しは考えてみようかなあ」という程度であり、国民生活との関連でいうなら効果があがらなくて当然。このことをはっきりと書いてもらわないと、相変わらず「私には関係のないこと」「おかみの考えること」という状態はかわらない。
	個人	○「我々は、すでに地球温暖化防止対策の実行を開始しており、……」という記述があるが、自動車業界がハイブリッドカーや低燃費エンジンを作ったりして、積極的にＰＲしているので、民間企業が環境問題に熱心に取り組んでいるという印象はあるが、国はもっともっと必要性や防止対策の取組について、もっと、ＰＲしなければならないのではないか。
	個人	○再資源化の製品を輸出したり、ノウハウを供給したり、技術立国で対処するマクロ的なものの見方が重要。
	団体	○従来の「地球温暖化防止行動計画」が、審査やフィードバック機能を持っていなかったこと、環境庁以外が所管する経済政策や開発政策に関する権限を有していなかったことを反省点として記載すべき。 　温暖化防止の総合的政策を、温暖化防止基本法とその下にある個別法、基本計画とその下にある個別法、基本計画とその下にある各種計画という体系に抜本的に転換することを明記すべき。 　「何らの対策をも講じない場合増加するCO2排出量（なりゆきケース）を基本とし、そこからどれだけ削減」という試算を恣意的と批判している。政府モデルはいまもって国民の前にその根拠を明らかにしていない。中環審報告にも、国民の前に前提や試算方法を明らかにできないモデルは採用してはならないと明記してはどうか。今後、中環審でも政府担当者と環境NGOを審議に呼んで説明させ、政府側がデータを隠匿したり十分説明できない場合には無効と判断し、政策の前提として使わないことを答申に含めてはどうか。
	個人	○二酸化炭素排出削減について、「政府として対策の実施や企業の自主的努力の宣言だけでは足りず、それに加え、社会経済システムやライフスタイルの変革を含む実効性のある対策への国民的合意」の必要性については、まったく同感であり、法的に明らかにしていくことが基本である。その場合、国民が主体的、積極的に参加するための枠組みづくりが必要である。また、環境保全的施策が他の施策よりも優先される仕組みが必要であ

		ろう。 　また、削減目標を設定する過程で「なりゆきケース」などの試算は、「採用する計算モデルによって変わりうる」ものであるという指摘は正しい。このような試算においては、当然のことながら、その根拠や方法を公開し、国民からの意見が反映するようにすべきである。
	個人	○運輸部門のＣＯ2排出量の増加率は高く、民生部門と並んで最も高い削減努力を必要とする部門である。中でも、自動車輸送について抜本的な対策を講じなければ、日本の削減目標を到底達成できないことは自明の理である。自動車が排出するＣＯ2の 削減については、自動車自体の環境高性能化の技術開発が必要なことは言うまでもなく、公共交通機関へのモーダルシフトを積極的に進めることが不可欠である。
	団体	○地球温暖化防止のための国内取組の検討にあたっては、以下の２点を考慮すべき。 ①地球温暖化問題は、環境問題であると同時にエネルギー問題であり、経済問題であることを十分に踏まえ、これらの問題間のバランスのとれた検討を行うべきである。経済合理性を無視した対策は、経済活動、国際競争力、さらには雇用にも重大な影響を与えかねない。 ②長期的、持続的な取組が必要であることから、技術的、経済的実現可能性を十分踏まえたものとすべき。
	個人	○経済モデルを用いた排出削減可能性の見積もりに関して、これまでのやり方が不十分であった点を指摘して、改善の方向を示すべき。「政府モデル」の内容が極めてずさんであり、モデルの中身や計算の前提条件が明らかになっていない。個々の対策の効果をきちんと評価できるボトムアップ型のモデルに基づいて、政府としての削減可能性の評価をやり直す必要があることを明記すべき。
	個人	○日本が国内においてやれることは、地球温暖化防止法を早急に制定すること。 ○（地球温暖化防止の）推進体制については、各省庁や産業界の思惑に左右されることなく環境庁（あるいは地方公共団体の環境部局）が強いリーダーシップをとれる体制を確保するよう法案に明記すべき。
	団体	○「1990年以降の対策が効果をあげてこなかった」のではなく、「まともな対策がとられなかった」あるいは「温暖化防止を主目的とする政策がほとんどなかった。」が正解。 ○「社会経済システムやライフスタイルの変革を含む実効性ある対策」は重要。「社会経済システム」を適切に変えるためには総合的且つ整合性のある政策が必要であり、縦割り行政を排し、総合的な対策をとることが不可欠。 ○「国民的合意は国会における法律という形で明らかにしていくことが基本」との記述を強く支持。曖昧ではない合意形成を行うべき。 ○計算モデルについて、前提となる「なりゆきケースからの削減」という試算の問題点を指摘しているが、極めて妥当。 ○通産省のシミュレーションモデルでは、原発20基を前提としていること、経済成長率や生産指標の前提が過大で省エネ技術の普及見積もりが過小、削減量の大きな項目の算出方法が極めて杜撰など恣意的で問題が多い。ＣＯＰ３前の省エネ政策は極めて問題の多いモデルに基づくものであり、全面的に撤回し、新政策に置き換えるべき
	個人	○生活スタイルの基本を地球環境改善という「環境」を基本スタンスに、「量から質」への転換、「産業革命」から「環境革命」の世紀に、意識改革と社会経済システムの転換を実現させることが、温暖化対策の最大の課

		題であり、最大の効果が期待できるものと考える。
	個人	○第一、第二パラグラフの記述に全面的に賛成。「国民的合意を国会における法律という形で明らかにする」ことは非常に重要。トップダウンの規制的手法は国民的合意を得るどころか、反発すら招く。また、最終パラグラフの見解に賛成。
	団体	○小手先の対策ではなく抜本的な対策が必要。対策の基となるデータは恣意的なものとならないようにすべき。
	団体	○以下を対策の基本とすべき。 ・人間活動による温室効果ガスの排出量の削減 ・森林などの二酸化炭素吸収源の増大を図る。 ・温暖化の影響にあわせてライフスタイルを変える。
	団体	○これまでの地球温暖化防止対策には①政府としての位置付けの弱さ（経済成長の優先）②二酸化炭素排出を制限せず火力発電所の立地を推進してきたこと③交通運輸において二酸化炭素排出削減に具体化がなかったこと④市町村レベルまで見ると計画はないに等しかった⑤事業所、各種団体、学校教育においても計画や運動が提起されなかったこと等により実効性がなかったので、同じ轍を踏まないように実効性を担保する仕組みを明示する。

Ⅲ　地球温暖化防止対策の我が国における制度的枠組みについて

項　目	個人・団体	意見概要
	個人	○各項の末尾が「必要ではないか」「不可欠でないか」等の表現になっているが、いかにも自信がなさそうに受け取れる。「必要である」「不可欠である」等の表現にされたい。 ○生ゴミの堆肥化の推進は今後の重要課題であると考えているが、考慮されていないのは残念。都市部と農村部の連携により効果的に生ゴミを利用するようなシステムの構築が必要である。
	個人	○これは中間とりまとめであるため「・・・でないか」と表現されている。概ねそうあって欲しいと思っているが結論に至る間に、既得権益によって大幅に後退することが最大の懸念である。 ○国民全体への啓蒙活動を欠かすわけには行かないが、個人のモラールに期待してもそれほど有効な手だては期待できない。影響度の軽重を測って対策することが必要。法治国家であり、市場経済の国においては、法制度や市場原理の活用によって本来的な成果を期待すべき。
	個人	○立法、立案過程の各種「審議会」方式を再検討し、他の制度を採用することも必要。総括的な、より多くの省庁や国会の提案であって欲しい。
	個人	○経済、開発を理想とする社会でなく地球的視野にたった共生型社会を理想とし、法制化を始め実効ある施策が必要。そのためには、国のリーダーシップ、産業界の協力、市民NGOとの連携が不可欠。
	団体	○旧来の縦割りを超えた、現行体制の抜本強化。税、財政面での優遇措置、支援事業、広報・教育等総合的な視点が必要。 ○国だけでなく、県や市町村を含めて一貫行政が遂行され、地方の担当部門体制強化、専門家の活用、市民レベルの取組の支援を重視する必要。

		○環境アセス法においても温室効果ガス排出の評価や「フッカ水素」、「塩化水素」は公害規制の中に入れること。
1　温室効果ガス排出削減の基本的考え方	団体	○法制化の必要性を論じている点では、賛成。
	団体	○新たな温暖化防止のための法制度が必要との指摘には賛成。
	団体	○基本的考え方に沿ったポリシーとしての法制度は必要。 ○ＣＯ２に限定するとＣＯ２排出の90%はエネルギーであり、既存の「省エネ法」との整合化が必要。ダブル規制／ダブル行政は避けるべき。
	個人	○我が国は国際約束の達成に向けて目標の達成が可能となるような対策手法を改めて示し、国民的な取組が必要とされるものであれば、法律の形で示すことが必要。この場合、以下の事項を明らかにすべき。 ・循環型社会と言われるものの全体像と部品の組合せを明らかにすること。 ・その全体像及び部品の組合せを可能とするような政策手段を個々に明らかにすること。 ・国、地方公共団体、事業者、国民の役割と責任を明らかにすること。
	個人	○地球全体での自然界の浄化能力の範囲でのＣＯ２排出制限が必要。
	個人	○それぞれのガスの性格から対策の考え方も分けるべき。具体的には、 ・燃焼に伴う炭酸ガス及び亜酸化窒素 ・農業からのメタン ・工業製品からのフロン系 と３分類できる。 燃焼に伴うものは、段階的、継続的に対策を進めることが現実的。農業からのものは技術的に極めて困難な面があるので、長期的対策と位置付けざるを得ない。工業製品からのものは、代替技術の開発を進め短期的に取り組むべきである。
	団体	○法制度の枠組みに当たっては、産業界等の自主的・積極的な環境保全活動を支援し、排出抑制・削減を促進する技術開発を支援する仕組みを要望。
(1)削減手法等の決定手続きの透明性・公開制、負担の公平性	個人	○なぜ、「必要ではないか」という書き方なのか、意図がわからない。 国、地球のリーダーとして、「こうである。だから、国民はこうしなくてはならない」となぜ言ってくれないのか。このレポートを読む限り、傍観者のつぶやきに似ており、当方としては、「そうですねえ。ところで、だれが意志決定するのですか。」という気持ちになり、前向きに思考する気分にならなかった。
	団体	○計画や具体的基準などの策定又は改正にあたっては、 ・国民が意思決定に参加すること ・そのために必要な情報を公開すること が必要であることを明記すべき。
	個人	○国内法制定は不可欠である。述べられているように「各主体からの提案を透明性、公開性を原則として集約、合意を得たものを法制化し、実施していくこと」がきわめて重要である。温暖化防止には国民の理解と参加が不可欠であり、とくに国民の意見を尊重したものであるべきである。
	個人	○「負担の公平性」について過度の議論は、まとまるものもまとまらなくする。二酸化炭素の排出抑制が容易なものから先行して負担を割り当てるべきである。批判されるであろうが、リーダーシップを発揮していただき

		たい。
	個人	○容器包装リサイクル法のように国レベルの法体系が国民生活に及ぼす影響は、自治体・産業界からの影響と同調しておらず、国民総意で確認していく過程が必要。
	団体	○「各主体の提案を透明性、公開性を原則として集約、合意を得たものを法制化、実施すべき」との指摘は当然で重要。特に政府の情報公開が重要。政府の省エネ政策の策定プロセスにおいて透明性、公開性が全く確保されなかったことは極めて問題。
	団体	○アで、どのように集約し国民的合意とするのかが問題。国会での議論としても先般の行政改革で見られたように代理戦争の様相を呈しねじ曲げられる懸念あり。 ○適正な形で国民的合意が得られれば法制化は意味あるが、果たしてどうか。 ○イで適正な負担とは何か？、公平性とはどのような状況か？、誰がどのような基準で判定するのか？
	個人	○アの記述に全面的に賛成。イの末尾に「そのためには、個別の規制的手法ではなく、市場原理を活かした誘導的手法を用いることが不可欠である。」
	団体	○国民の意見を聞き、基礎となる情報の公開、第三者機関によるチェックが必要。
	個人	○透明性、公開制は、法定手続きのみならず点検等にも必要。
(２)長期的・継続的な排出削減	団体	○とりまとめの書き方は極端である。以下の事項を確認すべき。 ・現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを政策的かつ抜本的に転換していくこと。 ・統制経済のような手法は用いないこと。このことは規制的手法をとらないことを意味するものではない。長期的・継続的な排出削減を実現していくための手法の内容、実施スケジュール等を示す法制度を環境庁所管の下に制定することは賛成である。
	個人	○「長期的視点から都市・地域構造、交通体系、生産構造、エネルギー供給構造、ライフスタイル等を変革し、社会経済システムを排出削減の軌道にのせていくこと」が重要であり、この主張は強く支持したい。温暖化防止のために必要な温室効果ガスの排出削減目標は必ず達成すべきものであり、常に対策の見直しを進め、改革しながら、ゴールを目指すことが大切であり、環境庁主導の総合的な対策をとることが不可欠である。現在のように、通産省が環境行政を振り回すようなあり方は、環境保全にとってマイナスであるだけでなく、日本における将来性のある産業を育成する上でもマイナスになっている。いまや、温暖化防止に反するような産業は発展性をもちえない。
	個人	○短期的視野で見ると、ネガティブな側面ばかりが見えるが、地球温暖化問題は長期的展望が必要であり、未来像を国民にしっかり提示すべき。
	団体	○「ライフスタイルの変革」については社会全体の仕組みが伴わなければ難しく、①車社会からの脱却　②アイドリングストップの推進　③リユース・リサイクルの推進④再生製品の推奨　⑤ごみの削減　を進める必要がある。しかし、社会経済システムの整備、ライフスタイルの変革を論じている点で賛成。

	団体	○「長期的視点から・・変革し、社会経済システムを排出削減の軌道にのせることが必要」に賛成。化石燃料に依存した現在の社会経済システムを適切に変えることが求められ、縦割り行政を排し、総合的な対策が必要。特にエネルギー関連の計画、全国総合開発計画・公共投資13ヶ年計画・各種公共事業計画は全面的に見直し、温暖化防止に整合性のあるものに改めるべき。
	団体	○アは必要。循環型経済社会システムへの転換を進めるには、先ず教育、広報。 ○イで、何故法で縛らないと駄目なのか。基本的には経済原理的手法がよいと思う。
	個人	○極めて重要な視点。
	個人	○交通体系の変革として、市街地での電車の復活を検討してはどうか。
	個人	○アの記述に全面的賛成。イは一部賛成しかねる。21世紀の社会経済の姿は想定不可能。むしろ、炭素集約的な活動に環境税等の負荷をかけていくことで、誘導的手法により、新しい社会経済システムとそこにおける各主体の位置づけが決まるのを待つべき。
	団体	○抜本的な対策をとるとの方向を支持。
(３)温室効果ガス排出削減に関するあらゆる手法の検討	団体	○環境基本法に規定された様々な政策手法のうちから、最も実効性ある手法を採用することは当然であり、これらの手法を体系化して全体として実施することも当然である。 　なお、どの手法が効果的かは官庁が恣意的に判断するのでなく、科学者の意見を参考に国民参加で決定すべき。
	個人	○学校教育における環境教育を強化することは緊急を要する課題である。未来をつくる世代の環境意識の向上と環境保全的行動の拡大なしに、温暖化を防止することは不可能である。情報公開と国民参加を重視することも不可欠である。 ○指摘されている通り「最も実効性ある手法を採用すること、これらの手法を体系化して全体として実施すること」が重要である。
	個人	○「日本標準時刻の年間を通じての恒久的な１時間繰り上げ（サマータイムではない）」の効果を早急に検討し、よほどの重大な支障がない限り、準備が整い次第出来るだけ早くスタートすべき。
	個人	○運輸部門でのＣＯ2削減の試みとして、 以下の３点を提案。 ①電車・トローリーバスの専用レーンの確保 ②バスの均一料金の実施（乗降のスピードアップ） ③運輸部門への補助金の財源としての環境税の導入
	個人	○ビン類の組成・形状の統一（リサイクル率の向上） ○通勤手当支給の見直し。
	個人	○以下の政策課題を提案。 ①生産活動においての頻繁なモデルチェンジ、使い捨て商品等の廃止 ②浪費型、環境破壊型の都市開発やリゾート開発の中止 ③産業部門でのエネルギー使用量の削減、製品の高効率化 ④運輸部門での自動車燃費の向上、低公害車の普及推進、輸送回数の増加抑制

		⑤民生部門でのエネルギー使用量の削減 ⑥新エネルギーの導入推進 ⑦コジェネ、廃熱利用等による発電効率の向上
	個人	○狭い枠組みの取組では限界もあり、削減可能性の効果も小さくなるが、広い枠組みで問題をとらえれば可能性は広がる。例えば、自動車の排ガスも自動車だけの問題としてとらえれば、対策の選択肢も「低燃費化」などに限定されるが、交通全体としてとらえれば、徒歩、自転車、公共交通機関の利用など対策が多様化する。
	団体	○社会、経済は動いており、国際社会の中では政治と経済は不可分である。
	団体	○縦割りを廃し、最も実効性ある手法の採用、関連手法の体系化、総合的実施を支持。
2　国内の法制度の基本的検討課題	団体	○既存の環境関係法制度のうち温暖化防止に関わるものを地球温暖化防止基本法のもとに、体系化することを明記すべき。 　直接環境政策を規定していない法律や政策であっても、その影響が温暖化防止政策に関わる場合には、環境面においては地球温暖化防止基本法が優先し、法改正やその他の修正を行うことや、政省令や計画などについては変更を命ずることができることを明記すべき。
	個人	○「国内の法制度は体系化し、国民にわかりやすい法律とする必要がある」ことはその通りであるが、現行の法制度を見直し、温暖化基本法のもとに体系化し抜本改正することが望ましい。
	団体	○新たな法制度を導入する場合には、既存の法制度を整理・統廃合し、体系化を図ることを考えるべきであり、単なる基本法のような屋上屋を重ねた法制度は必要ない。
	個人	○「長期エネルギー需給見通し」は中央環境審議会で検討されている法制度の枠内に取り込んでしまい、環境庁主導で必要な改訂作業を行うことが出来るようにすべき。
	団体	○「新たな法的手法の導入が必要であり、国内の法制度は体系化し、国民にわかりやすい法律とする必要がある」との指摘に全面的に賛成。広く総合的な温暖化防止政策を進めるには、既存の法制度の小手先の修正では全く不十分。関連する法を全て見直し、温暖化防止のための新たな基本法の下に体系化し抜本改正すべき。
	団体	○地球温暖化防止は、50～100年、200年に亘る超長期の問題。拙速を尊ぶ必要はない。じっくりと腰を落ち着け、万全を期して進めるべき。 ○通産省の「省エネ法」、環境庁の「地球温暖化防止法」とのダブル規制は困る。官庁は横の連絡を良くして、協力体制を築き上げるべき。
	個人	○温暖化防止に関わる法体系化の中心には温暖化防止基本法が位置し、関連する法律も抜本的に改正すべき。
	団体	○規制、罰則を国民、企業がはっきり分かるようにすべき。 ○省エネ法の強化、石炭火力発電の建設を中止すべき。
(1)法目的	団体	○京都議定書は極めて緩やかなので、これを遵守するだけでは日本の責任を果たしたことにはならない。法目的は温室効果ガスの排出を大幅に削減

		し、地球温暖化防止に我が国としての役割を果たすこととすべき。
	個人	○温暖化防止は各国の国際的責務であり、議定書遵守の範囲にとどまらず、温暖化防止の責務を果たすという基本目的を明確にすることが必要である。
	団体	○「条約・議定書遵守より踏み込み、温暖化防止に我が国としての役割を果たす」としていることは高く評価できる。是非この精神で法制化せよと答申に盛り込むべし。
	個人	○記述に賛成。我が国は、温暖化防止により積極的に貢献をすべき。
	個人	○総合的な地球環境保全との考え方や位置づけが必要
	団体	○６％を上回る削減を実施することを目指すべき。
	個人	○「環境基本法に規定されている各種の手法を講じ」との記述があるが、ことさら環境基本法に規定されている各種の手法に限定している印象がある。削減の手法は可能なものは全て講じるべき。
(２)温室効果ガスの種類	団体	○二酸化炭素だけでなく６種類のガスを網羅的に規定し、これらの排出削減は環境庁主導で進めることを明確にすべき。京都議定書でHFC等が目標に盛り込まれたのを受け、以下のように修正してはどうか。 「京都議定書ではCO2、CH4、N20に加えてHFC、PFC、SF6についても規制対象ガスとすることで決まった。これを受けて６種類のガスを同法で一元的に規制していくことが適当である。なお、人工化学物質であるHFC、PFC、SF6については、近い将来の全廃を目標とし、大幅削減のための施策を同法により実施していくことが適当である。」
	個人	○今回の議定書では、規制対象ガスが6種類に拡大され、HFC、PFC， SF6も加わったことは大きな前進であるが、これらの人工ガスについては排出しないことを基本に、使用範囲を回収可能な用途に限定し、回収を義務づけるなどの措置をとるべきである。
	団体	○京都議定書にはHFC等フロン系の3つのガスも含まれたのであるから、これらを含んだ６つの温室効果ガスの網羅的な対策とすることは当然であり、新たな法体系に６つのガスをきちんと盛り込むべき。
	個人	○京都議定書に含まれないガスについての記述に賛成。京都議定書に含まれる６種類のガスについては（吸収量は勘定しないで）第一期に90年比６%以上の排出量の削減をガス毎に実施することを目標にすべき。
	団体	○６ガスで対策をとるべき。
(３)地球温暖化防止計画等（地球温暖化防止計画）	個人	○地球温暖化防止計画の眼目は、我が国全体としての削減対象ガスの排出許容総量を、ガスの種類及び排出分野ごとに配分することである。
	団体	○「地球温暖化防止計画」を抜本的に改正し、他の政策分野、とりわけ経済政策や開発政策などをも拘束する「法定計画」とすることは賛成である。 ○協議の環境政策にとどまらず、他の政策分野、とりわけ経済政策や開発政策などをも拘束することを規定すべき。 ○「plan、do、check、feedback」の考え方に基づき、毎年進捗状況について第三者機関が審査すること、不十分な計画部分は翌年改正することが必要であり、制度と権限を予め規定すべき。

	個人	○都市の未利用エネルギーは、まだ膨大で、とくに火力発電所、ごみ焼却場、下水道処理場などの潜在的発生源があり、都市の冷暖房などに使える可能性は大きい。大切なことは、交通対策などを含め、地球環境対策を都市のインフラ整備計画と統合すること。とくに、ローカルアジェンダ設定では大変重要。
	個人	○「地球温暖化防止行動計画」の抜本改正と「法定計画」化を早急に行うことが必要である。なお、バンキングなどは無原則な運用を禁止し、実効性を喪失しないように配慮する必要がある。
	個人	○「地球温暖化防止行動計画」を、しっかりとした法的根拠をもつ「防止計画」に再編するという意見に大賛成。
	個人	○「地球温暖化防止行動計画」の抜本改正と「法定計画」の策定を述べたこの項の記述には、全面的に賛成。COP3で決定したバンキングなどは詳細は今後の国際交渉で詰められるが、新計画の目標量の事項に規定することによって、裁量による無原則な運用を防止する必要がある。
	団体	○イ①及び②は、通常の環境行政と同じことを考えているとすれば不要。何故ならこの問題は区域云々の話ではない。自治体内の組織部門内のＣＯ２の削減、区域内の住民の教育、広報の面なら必要である。 ○ウ①の「本審議会又は都道府県環境審義会」は果たして妥当であるか疑問。ＣＯ２問題は、エネルギー関連、政治と経済は不可分である。エネルギーセキュリティひいては　国の施策方針にも関連する事柄で、これ等をも視野に入れて検討すべき。
	個人	○Ｎ２Ｏなどは、国内でも一律削減がなじまないように感じられるので、この点の考えを明らかにすべき。
	個人	○至急「温暖化防止計画」を法定計画化すべき。バンキングなどは目標量の事項に規定するべき。
	個人	○地球温暖化防止行動計画を法定計画とするのは絶対必要。その実施状況を白書に公表すべき。
	団体	○他の経済・開発計画の具体的変更を迫るものである必要がある
	個人	○法定計画とすることに賛成。国の計画と都道府県の計画と市町村の計画はそれぞれの位置付けと役割と関係を明確にすべき。
(都道府県計画等)	個人	○国全体のガス種分野ごとの許容総量を、その枠内で各地域に配分し、具体的な地域レベルの対策に結びつける作業が必要になる。なぜならば、温室効果ガスの削減対策には運輸、民生、廃棄物等のように地域実態に即した対応を要するものが多いことに加え、様々な取組の主体となる個々の事業者や国民にとって、求められる取組の内容やその強度等が可能な限り具体的に示される必要があるからである。 　NOxやCODの総量削減計画と同様に、規制、事業、指導、啓発等の諸対策を組み合わせたものになろう。この計画策定は、都道府県にあっては必須とし、市等にあってはその能力と必要性判断に応ずることとすべきである。
	団体	○都道府県、政令指定都市が自治体が法的計画「地球温暖化防止都道府県計画」の策定義務を有し、市町村も「地球温暖化防止市町村計画」を策定できるとするのは妥当である。

		計画には、自治体毎に2000年、2005年、2010年を含む特定年次の温室効果ガス削減目標を必ず盛り込み、毎年第三者機関が審査し、計画のうち不十分な部分は毎年修正することを規定すべき。 　2005年、2010年レベルに1990年レベルを上回る計画を持つ自治体については、環境庁が審査し、場合によっては自治体あるいは当該自治体内で行われる国の経済・開発計画について変更を求めることが出来ることとすべき。 　自治体が地域ごとの事情を十分に勘案して創意工夫し、政策を特定できるよう、国の基準の上乗せ、横出しを行うことが出来るよう規定すべき。
	個人	○知事・政令都市市長は法定計画「地球温暖化防止都道府県計画」の策定○公表する方針には賛同する。 ○「市町村も「地球温暖化防止都道府県計画」を策定できる」とあるが、「策定することが望ましい」とすべきではないか。
	個人	○「地球温暖化防止基本法」を制定し、この基本法に基づいて、製造業界、運輸業界、一般事務業界、農業、漁業、そして一般家庭生活全般にわたって、「温暖化防止基本計画」を策定し、罰則を伴う排出規制や経済的インセンティブ等によって計画の実現を保証するべき。
	団体	○「地球温暖化防止計画」の実効性を確保するための都道府県（あるいは市町村）「地球温暖化防止都道府県（市町村）計画」を、法定計画として策定することには、全面的には同意できない。 ・自治体の役割に関し、民生・運輸部門についてはＣＯ2の少ない街づくり、道路づくりなど地域の役割が重要と思われるが、産業部門のＣＯ2削減対策は、地域ではなく、少なくとも国全体としてとらえることが効率的であり、実状に合っている。
	団体	○きめ細かい住民への情報提供、教育・啓蒙活動を始め、住民の自主的取組にインセンティブを与える誘導策の実施を中心に位置付けるべき。
	個人	○現在の地球温暖化防止行動計画の実施状況は単なる予算の執行状況が毎年報告されるのみ。今後は、施策の効果が上がっているかも含めて報告され、国民からも点検されるべき。
	個人	○各都道府県における排出量は産業立地等の状況に大きく左右される。特に、新たな産業の立地や企業の撤退等の際の県内排出量に係る目標の扱いについて検討を要する。
	個人	○記述に賛成。
（地球温暖化防止計画等の策定手続き・点検）	団体	○計画の策定に当たっては、 　・策定の際には国民、科学者、NGOの意見を聞くこと。 　・国民、科学者、NGOの意見を計画に反映することを保証すること。 　・国民、科学者、NGOに対し必要な情報を提供すること。 　・国民、科学者、NGO代表の参加する第三者機関がとりまとめること。 ○計画の策定等は「plan、do、check、action」の考え方に基づくとあるが、action→feedbackではないか。 ○計画に盛り込まれた各施策は実施状況の点検を制度化すべき。点検は国民や科学者、NGO代表の参加する第三者機関で毎年行い、計画が未達成の分野については翌年の計画から直ちに改正する制度とすべき。前項の改正の対象となる政策の範囲は狭義の環境政策にとどまらず、他の政策分野、とりわけ経済政策や開発政策などをも拘束することを規定すべき。
	個人	○計画の策定に当たって、参加型の透明性の高い方法をとることが不可欠である。密室協議的な手法では、国民の意識を逆に低下させることにな

		る。 ○計画の点検やそれに基づく見直しを国民参加の下で行うシステムも必要である。
	個人	○積極的に2008年から2012年までの毎年の削減目標を具体的に数値で表すくらいの姿勢が必要。
	個人	○地球温暖化防止対策に関し、多くの地方公共団体は、政策立案能力において弱体であり、国の側でそのためのナショナル・ミニマムを策定する必要がある。その上で、環境自治に基づき各地方公共団体が住民と共に固有の具体的な政策を立て実施すべき。
	団体	○「実施状況等を一元的に点検する仕組み」は必要不可欠。誰が一元的に集約し、点検するかが今後の問題となろうが、行政・事業者だけではなく、環境ＮＧＯや専門性のある市民オンブズマン等による点検が必要。
	個人	○国民総意で対策を管理する機関の創設が必要。
	個人	○参加型の透明性の高い方法を採るとしていることは評価できる。計画の策定等は「Plan、Do、Check、Action」の考え方に基づくとしているが、加えてフィードバックが極めて重要である。この計画に基づいて、温暖化防止に関連するすべての計画（エネルギー関係・公共事業関係等）を、まさに「一元的に点検する仕組み」が必要不可欠。この記述に加えて、第三者機関により審査する仕組みを設けることを答申に盛り込むべき。
	個人	○国民各層の参加をもとに計画の進行を点検・管理する組織、例えば中央進行管理委員会の設置が必要。
	個人	○計画の策定者自らの組織の内部にＰＤＣＡサイクルを組込むことが求められている。
	個人	○参加型で透明性の高い方法が必要との記述に賛成。
	団体	○国民の意思決定への参加、保証規定を置き、確実に政策に反映すること。第三者機関による進捗状況のチェックが必要。
(４)温室効果ガスの排出削減措置	個人	○「社会経済システムの変革」及び長期的には「誘導的手法」を基調とすることに同意するが、当面の課題として、我が国の公害体験の最大の教訓である「総量規制」の手法を柱に据える必要がある。 ○「温室効果ガスの目標量、施策等の大枠を定める」「法定計画」とする際、京都議定書の定めた目標と同時に、さらに我が国としての努力目標として必要な目標を明らかにして国民的な追求を訴える必要がある。
	団体	○「省エネ法」との関連が強い。関係官庁、審議会での合同検討を要す。
	団体	○温室効果ガスは地球規模で影響が出てくる問題であり、特に、産業・エネルギー転換部門、運輸部門の排出削減措置については、地方公共団体毎ではなく国による一元的管理が適当。一方、民生部門については、地域の事情を考慮したきめ細かな対策が可能であり、具体的取組は地方公共団体で行うことが適切。
	個人	○国民の危機意識を育てる教育や啓蒙は非常に重要だが、危急な課題はＣＯ２を多く排出する製品(例えば、３ナンバー車やオフロード車)を市場に供給するバブルを締めること。少なくとも税制措置などで購入されにくくしてもよい。

（国・地方公共団体の措置）	個人	○記述に賛成。
	個人	○環境問題を深刻化させるに至った従来の大量生産、消費、廃棄の恩恵に預かっていたのは、主に都市であり、また、都市は同じ環境への負荷量であっても、回避可能性があったにもかかわらず負荷の大きい手段を選択しており、その責任は重い。さらに都市と地方の人間活動と環境とのバランスには差があり、この意味で持続可能性は地方部の方が高く、地方に多くの負担を強いるのは不適切であることから、COP3で先進国と発展途上国の間の公平性が問題となっていたように、国内を見ても都市と地方に一律の負担を求めることは公平性の観点から問題。ただし、公平性を思い図るばかり、排出量の削減がおろそかになったのでは本末転倒。公平性はあくまで「配慮すべき事項」として位置付け、扱いを誤らないようにすることが必要。
	個人	○環境政策におけるＣＯ2対策偏重は回避すべき ○ＣＯ2対策をきっかけとして、他の面での環境配慮が広まるような枠組みが必要。ＣＯ2対策は、環境政策の１分野に過ぎない。温暖化防止は将来世代のためだが、ＣＯ2と同じように目に見えない微量有害化学物質の環境への拡散により、将来世代の遺伝子そのものにダメージが加わっているとすると、こちらの対策の方が重要とも考えられる。さまざまな環境リスク相互間の重大性を統一尺度で比較できればよいが、それは難しいと思われるので、ＣＯ2削減とともに、他の環境リスクも低減できるような、包括的な環境政策の枠組みが必要である。
	個人	○世界に誇る日本の森林資源を保全しつつ活用すること。 ○地方の自治体こそ主体的に温暖化防止策を講じるべきであり、種々の権限を中央から地方公共団体に移すこと。
	個人	○政府によるインフラ整備の推進 ①名古屋付近の南方貨物線の建設再開 ②青函トンネル前後の単線区間の複線化 ③コンテナ駅の架線下荷役化
	個人	○国民全体の毎日の生活の中の様々な局面に思い切ったインセンティブ、経済誘導的な政策の導入が極めて重要。
	個人	○温暖化防止については、ＥＵバブルのような都道府県別の設定により、国全体として総量をチェックするという方法が必要。この場合、算定データの公平性と透明性を高めるため、電力会社や大手企業等の法的措置も含むデータ公表と、ＮＧＯ等によるデータチェックが必要。 ○国は、各都道府県に排出量の割り当てが確定した後、数年毎のチェックにおいて、基準値を上回って実施したところには、環境や福祉など大枠の用途を限ったうえで交付金を出すというようなインセンティブも検討に値する考える。
	個人	○リサイクル関連産業への補助金の交付等の振興策の実施。 ○ごみ行政広域化の受益者負担の視点からの見直し。 ○不法投棄に対する罰則の強化。
	個人	○自治体の果たす役割は重要であり、「地方公共団体の取組が実効性あるものとなるような仕組みを組み込むことも必要」だが、併せて、自治体が地域の実情に応じた積極的目標・施策を策定するための支援策が必要。
		○記述に賛成。

	個人	
（国・地方公共団体の自主的取組）	団体	○事業者でもあり、同時に大口消費者でもある国、自治体が省エネの率先実施、コジェネや自然エネルギーの先行導入を行うことは有効であり、自主目標の制定を規定すべき。 　省エネについては住民、科学者、環境NGO等からなる委員会を設置し、自治体の自主目標を定めたり、妥当性を審査、進捗状況を審査、不十分な部分は改善を求めることができるとの規定を設けるべき。 　自然エネルギーの先行導入に関しては、本庁舎への太陽光パネル、ソーラーシステムの設置を義務づけ、風力発電やコジェネの設置を奨励し、年度を区切って本庁舎の冷暖房、給湯、電力の一定割合（例えば50%）を自然エネルギーで賄うなどの数値目標をたてるとの規定を設けるべき。また、新設する各種施設にも太陽光パネル、ソーラーシステムの設置を義務づけ、風力発電やコジェネの設置を奨励することを規定、年度を区切って冷暖房、給湯、電力の一定割合（例えば50%）を自然エネルギーで賄うとの基準を示すべき。
	個人	○国、地方公共団体の自主的取り組みの強化は当然であるが、とくに後者が取り組みやすい環境整備をする必要。また、そのような取り組みの結果を審査し、公表し、見直す制度も必要。
	団体	○国、地方公共団体においては、自主的行動にとどまらず、温暖化防止対策（省エネ建築・再生可能エネルギー導入等）を率先して導入することを義務化すべき。
（事業者の自主的取組の法的仕組み）	個人	○記述に賛成。
	個人	○自主的取組を尊重することも一手法であるが、基準への適合状況を客観的に把握できるよう、適切なモニタリングないし情報開示の措置が不可欠である。
	個人	○種々の企業が世界に誇る高度な科学技術を省エネ・省資源システム作りに全力を早急に注ぐこと。
	団体	○「自主的取組」に当たっては、従来出ている経団連自主行動計画をそのまま認めるだけでは不十分である。法定目標とする場合には、総量削減を経団連が担保する場合としない場合とに分け、担保がなされる場合には最低条件を設け、これを上回ると課徴金が課される等の措置を規定すべき。 　海外進出の際の規制をあわせて設け、基準値を国内と同じとすることで開発途上国への投資による炭素リーケージ、モントリオール議定書で規定されないフロン類のリーケージを防止すべき。 ○各種機器についても製造・輸入業者が排出を評価、専門家である第三者が審査し内容を情報開示し社会がモニターする仕組みが必要との指摘は妥当である。 ○企業に対して国が今後強力に普及を進めるという強い姿勢を示すことが有効であり、第１段階の際に長期目標をあわせて示すべき。 　目標値の導入の際には業界だけからヒアリングするのではなく、国民や科学者、環境NGOの意見を求めることが必要であり、このための規定を盛り込むべき。
	個人	○事業者の自主的取り組みを法律上の措置として位置づけ、「専門家である第三者が審査し内容を情報開示する法的仕組みが必要」とする主張に賛同する。 ○「機器についても製造・輸入業者が排出を評価、専門家である第三者が審査し、内容を情報開示してユーザーの商品選択に資する法的仕組み」は導入すべきである。そのような仕組みは、温暖化防止型の新たな製品開発

		や産業を生み出すとともに、消費者の環境意識を向上させる上で大きな役割を果たすであろう。
	団体	○事業者がそれぞれの取組を自主的、定期的にフォローアップし、公開していくことが重要であり、「法律上の措置として位置づける」ことや「第三者による審査」は、自主的取組の長所である自主性や柔軟性、効率性等を失わせるものであり不適当。政府は自主的取組を支援・促進するための諸対策（税制上の優遇措置等）を導入すべき旨明記すべき。
	団体	○地球温暖化防止に関して基本法を制定（あるいは改定）することとしているが、この法制度の枠組みの中で、産業界の自主的取組は極めて規制的色彩が強いものとなっている。自主的取組を法律上の措置として位置づけることは、本来意図した自主的取組による技術革新や柔軟性、効率性などを通じた効果が期待できなくなるだけでなく、国際競争力にも悪影響を与えることとなるので反対。 ○第三者専門家による審査等については、（技術的・経済的に熟知した各業界が）自らチェックして業界全体として成果をフォローアップしていく方が十分効果的であり、最も効率性も上がると考える。 ○工場、事業場での温室効果ガスの削減は、立地条件、生産構成等によって異なることから、自主的取組の成果は、一工場・事業場で限定的に判断するのではなく、企業あるいは業界全体で判断すべき。 ○合同会議において示された対策を先ず着実に実施することが重要であり、また、既存の法体系の中でも十分な効果が期待でき、現時点で段階的に規制導入という方法論を記述することは時期尚早。自主的取組による排出削減効果が明らかになった時点で、経済活動への影響、事業者のコスト負担等を勘案し、総合的に検討することが必要。
	個人	○事業者にはもっと厳しい姿勢で臨むべきであり、事業者自らに任せないで少なくとも最小限の法的規制をはじめから考えることが必要。さらに、それを守った事業者には何らかの（税制などの）優遇措置をするなども必要。
	団体	○自主的取組を法的に審査することは、自主活動と相矛盾するのではないか。レビューを必要とするのであるならば、第三者のみが審査するのではなく、取組の実施状況等の把握と情報開示が出来るような、関係する業界・官界・学界の代表を含む非政府組織作りが必要である。その上で、自主的取組を支援する制度を含む、法的仕組みが必要であるかどうかについて検討を行えばよいのではないか。
	団体	○産業分野における削減のあり方について、企業が経営思想そのものを変換し、企業側からの「社会経済システムを変え、ライフスタイルを変えさせる」積極的な施策の提案があるべき。 ○企業による評価や第三者の審査や情報開示を前提として最終的にユーザーの商品選択に資するとしているが、製品の排出量に厳しい制限を設け、それを上回る商品・機器の製造、輸入、販売を制限すべきではないか。ユーザーに責任を転嫁してはならない。
	団体	○自主的取組を法律上の措置として位置づけ、専門家である第三者が審査し内容を情報開示し社会がモニターする法的仕組みは是非とも必要であり、この記述を強く支持する。機器についても第三者が審査し内容を情報開示するのは当然である。「ユーザーの商品選択に資する」消費者に利用しやすいラベリングの制度化・義務化が必要。（現在も省エネ法に基づく特定機器のエネルギー消費効率の表示規定があるが、あまり分かり易い表示が行われていないため、ほとんど消費者の選択に役立っていない）分かり易い表示が早急に実現するよう、直ちに検討を開始することを答申に

		盛り込むべき。
	個人	○「すべての製品について、その生産と消費、及び廃棄に伴って発生する温室効果ガスの排出量について公表し（表示が）商品選択に資する制度が必要である。」を追加すべき。製品の使用に伴い発生するケースと、製品そのものの生産と廃棄によって発生するケースを区別して明らかにすべき。 ○「例えば二酸化炭素排出量順に分かる電気製品リストなどの配布」は、国民の最も効果的で重要な情報であり、公的な機関が積極的に提供すべき情報と考える。
	団体	○「自主的取組を法律上の措置として位置づけ」は自主の言葉が泣く。考え直すべき。 ○自主的取組内容の第三者審査は、公平、透明性が必要。 ○IS014000への取組での方針を守ることを達成のシステムと出来ないか。 ○機器について法的仕組みに組み込むのは不適。経済原理に即した選別の仕組みは考えられないか。
	団体	○「事業者の自主的取組の法的仕組み」の表現について自主的取組を法律上の措置として位置づけるのはなじまない。この表現は経団連が自主的に作成した「自主的取組」に対して全く評価しない表現である。「事業者の自主的取組促進と公平性等担保のための枠組みの整備」とすべき。
	個人	○極めて重要。特に、企業の環境パフォーマンスを比較可能な形にまとめることが重要であり、そのための標準的な手法の提示、データの届け出、データの一覧的な形での公表、データに関する責任の明確化等を検討すべき。また、ＬＣＡについても、標準的な手法の提示とデータの公開が重要であると同時に不当表示を規制する仕組みの検討も必要。
	個人	○製品・商品へのＣＯ２排出量の表示など、環境にやさしい行動の効果を明示することが必要。この点を特に強調して欲しい。
	個人	○クリーンエネルギー創出事業（太陽光発電等）の育成・強化が必要。この他、自動車等運輸機器製造業や省エネ住宅関連産業などの環境関連産業を育成強化することで、将来的には日本国内で５０～１００兆円規模の市場が見込まれる。
	個人	○温室効果ガスの排出量も考慮して「エコマーク」を認可すべき。
	個人	○自主的取組を尊重し助長することが法的仕組みの目的であることを明確にしておく必要がある。
	個人	○国家試験制度によって環境庁が環境審査士を認定してはどうか。国や地方自治体が率先して、そのための養成講座を開いてはどうか。
	個人	○主に家庭電器と関連製品の各メーカー、関連工業会、経済団体は電器等の「誕生から廃棄」までの責任を持つ国民的合意をする必要がある。現行の廃棄物関連法令は企業に「努力の期待」をするのみで経済的義務を負わせていない。施策として、期限を限り、必要なエネルギーを（排出されるＧＨガスの予測量と共に）計算し公表することを企業に義務づける。
	個人	○「専門家である第三者」を認定する機関に権限が集中するおそれがあり賛成出来ない。十分な炭素税等の誘導的手法を用いれば、信頼に足る民間の審査機関が自然発生的に生まれる。審査するための法的仕組みは不要。 ○産業界の自主努力には実行と成果の客観的確認の仕組みが必要。温暖化

	個人	ガス削減の実績のコンテストや表彰制度も必要。マスコミ自身が温室効果ガス削減に関する宣言や点検がないのは筋が通らない。
	団体	○事業者の自主的な取組について法的な枠組みの中に組み込みことについては、公平さを担保する上でやむを得ないと考える。しかし「第三者が審査する」ことに対しては受け入れがたい。 ○「機器等における製造・使用・リサイクル等に伴う温室効果ガス排出量の把握・評価したものの第三者の審査・・・」の項については、技術的経済的に極めて困難で同意できない。
	団体	○業界毎の目標値を国が策定違反者を厳しく罰するか、または達成されなかった場合の規制・罰金による担保を伴った自主目標を導入すべき。
	個人	○自主的取組という努力規定で実効性ある効果が得られるかどうかは疑問。あくまで規制的措置と並行して進めるべき。
	団体	○自由化、国際化により業界団体のコントロールができず、足並みがそろわない。 ○企業毎の総量規制方式を導入すべき。
（国民の自主的取組の環境整備）	個人	○国民の痛みを伴う対策を実施する場合に、可能な限り円滑に国民の合意を得るためには、予め環境保全に対する世論・意識や支払意志額を経時的にモニターしておくことが有効と考えられる。特に、支払意志額は金銭タームであるため、国民の合意として得られている大まかな負担額である（と考えることができる）とともに、対策の費用対効果を分析する上での基準となる。また、環境と生活活動のトレードオフの構図を国民自ら認識できる機会にもなる。近年では環境の価値を測定する方法としてCVMなどの手法が研究されているが、このような具体的・臨場的なコンテキストでの適用において、より確度の高い支払意志額が計測できる。このため、地球環境対策以外の環境対策についても応用が可能であり、今後の政策的、科学的な知見の蓄積にも貢献するものと考えられる。
	個人	○国民に対して地球温暖化防止の必要性をもっとアピールし、国民にさし迫った問題であることをもっと認識してもらわなければならない。そして、自然の成り行きで環境配慮型の（環境に配慮しなければならない社会ではなく、普通に生活をしていても、自然と環境に配慮できてしまうような）社会経済システムやライフスタイルが構築され、行政は単にそれを支援するだけでいいという社会を構築することが望ましい。
	個人	○自転車をフルに活用できるように駅前駐輪場や自転車道設置を法律により義務づけること。
	団体	○家庭における運用の改善のため、環境NGO等と国、自治体、電力会社が契約し、各家庭に対して無料で省電力、省エネ診断を実施することを制度化すべき。 　グリーンコンシューマー支援のために、温室効果ガス排出量やエネルギー消費量について定量的に表示するラベルを新設し、値段と同等の指標として機能させる必要がある。このため、国がこうしたラベルを国民や科学者、環境NGO等の参加の下に検討、制度化し、製造業及び輸入業者、あるいは販売業者に表示を義務づけることが出来る規定を盛り込むべき。また自治体にも同様の制度化が図れることをあわせて規定すべき。製造業者、販売業者の経済活動、環境配慮の全体を商品選択の指標とする者のために、各企業の年間排出量や原単位、自主目標の達成状況等を消費者の求めに応じて自治体の施設などで提供できる規定を盛り込むべき。また自治体にも同様の制度化が図れることをあわせて規定すべき。

		○グリーンインベスター育成のために、大口事業者毎の排出目録を作成し、どの金融機関が融資しているかを国が明らかにして情報提供することで、金融機関を格付けすることもできる。重厚長大産業への融資が不利になるが、省エネ投資をＰＲさせることも考えられる。このため、国や自治体が金融機関の主な融資先、融資と温室効果ガス排出量に関する情報を提供することが出来るよう規定すべき。 ○環境保全活動への支援に関しては環境NGOへの資金的支援については抜本強化を行うとともに、こうした活動への支援を大幅に拡充していくことが必要であり、このための規定を設けるべき。 ○コンビニの長時間営業、小口輸送の営業形態等は段階的規制とすべき。カンバン方式については協定を経ずに規制すべき。
	個人	○国民の自主的取り組みとして強調しておきたいことは、再生可能エネルギー生産への住民参加を促進するための制度上の環境整備である。分散型の再生可能エネルギーの普及には地域住民の参加がきわめて有効であることは、デンマークやドイツなどの事例をみれば明らかである。太陽光発電だけでなく、広く風力発電、小水力、バイオマス等も対象とする助成制度の拡充、そのような発電電力の買い取り制度、免税制度など、総合的な枠組みによって、再生可能エネルギーの生産に参加することを望む国民に損をさせない合理的で日本に合った制度を創れば、再生可能エネルギーは飛躍的に拡大できるはずである。
	団体	○国民の自主的積極的取り組みのために制度上の環境整備で最も重要なのは、消費者に利用し易く商品選択に本当に役立つラベリング制度をはじめとする商品のエネルギー消費量や効率に関する情報提供、企業の温室効果ガス排出量や自主目標達成の有無などの情報提供である。これらの仕組みの早急な検討を答申に盛り込むべし。
	個人	○環境カウンセラー登録制度を法的に位置付け自主的な熱意と豊富な経験の活用を進めるべき。
	個人	○地域の環境保全と関連づけた環境整備には大賛成。地域の大学、研究機関、環境ＮＧＯとの連携も必要。
	個人	○記述に賛成。
	団体	○ラベリングによる省エネルギー製品の導入。
	個人	○ＣＯ２の簡易測定法の開発、普及
	団体	○市民自らが二酸化炭素の排量を削減し、環境に優しい商品を購入することなどが必要。そのためには情報提供、市民参加が前提。
（温室効果ガス排出削減のための装置等の段階的な普及措置）	団体	○太陽電池などの普及について、政府が導入方針を策定し、二段階に分けて普及を図るのは妥当である。現行の新エネルギー導入大綱は発展的に解消し、当該計画に含めることを前文に記述すべき。 ○第一段階の際に長期的目標をあわせて示すべき。 ○目標値の導入の際には業界だけではなく国民や科学者、環境NGOの意見を求めることが必要であり、このために規定を盛り込むべき。
	個人	○太陽電池、太陽熱、コジェネなどに、風力発電、小型水力発電、バイオマス利用も具体的に名前を挙げて、その普及を図るべきである。まず、国内のこれらの資源についての調査を実施するとともに、上述の住民参加制度の整備を図るべきである。

（電力供給における温室効果ガス排出削減）	個人	○太陽光発電装置の普及は、新築以外の建物も対象とすべき。 ○太陽光、風力発電等のコスト削減につながる研究に対する援助を行うべき。
	団体	○省エネ・再生可能エネルギー機器・システムの普及を進めるためには、政府・自治体の施設への率先導入の仕組み（含む予算）の制度化が有効。自治体が導入し易いよう予算補助を行うべき。
	団体	○完全な上意下達スタイルで、強制的すぎる感じである。経済原理を基本にメリット、デメリットを設定する程度でよい。
	個人	○記述に賛成。
	団体	○普及の前倒し。
	個人	○太陽光、原子力発電は発電の過程で大量のエネルギーを使い、二酸化炭素を排出するため、温室効果ガスの排出量の少ないテクノロジーとは言えない。特に原子力は核廃棄物の保管・処分に至る過程においても大量のエネルギーを使い、二酸化炭素を排出する。海外から買った濃縮ウランを使ったとしても地球温暖化を防止することはできない。黒液、パルプ廃液、廃材による火力発電は、電気出力100万kw級原発３基分にほぼ匹敵する電力を生み出す。松枯れの松等を伐採した方が若い木々の成長にとって望ましい。
	個人	○木質系エネルギー資源を最大限利用する。 ○省エネ省資源の鉄道・バス・船等の大量輸送公共交通機関の充実及び整備をする。
	団体	○電力供給においては、新規の石炭石油系火発建設は中止すること、既存の石炭火発は早急に天然ガス転換を図ること、再生可能エネルギーの普及を強力に進めることが不可欠である。原子力の推進は安全性、放射性廃棄物、住民合意など様々な問題があるので削除すべき。
	個人	○政府や開発者側が考えているほど、国民の原子力に対する拒否反応は、甘くはない。放射能問題だけではなく、経済的観点からみても、すでに「政策的な支援」がなければ、原子力の経済的採算性は成り立たないことがはっきりしており、まずは審議会が、過去の政策の束縛から解放されて、その「政策的な支援」を、原子力から太陽エネルギー（再生可能エネルギー）開発に振り向ける問題意識に転換していただきたい。 ○永くとも数十年前以降に太陽から地球に到達したエネルギー（現在すでに技術的・経済的に現実的なものだけを挙げると、風力、太陽熱、太陽光、水力、バイオマスなど）だけに依存して営まれる社会を実現させる。石炭は21世紀初頭からその燃焼を一切禁止する。石油の燃焼はできるだけ早く天然ガスのそれに切り替えていく。原発の新増設は行わず、その寿命とともに核燃料利用は終息させる。21世紀半ばには太陽（再生可能）エネルギー50%、天然ガス50%のところまでこぎ着ける。21世紀中は、無際限にエネルギー需要の全体を増大させない。
	団体	○我が国のＣＯ2排出量抑制に原子力が果たす役割は大きく、「関係審議会合同会議報告書」においても原子量の導入（2010年時点で7050万キロワット）を基本とした対策が示されていることから、我が国の数値目標達成のための原子力の導入推進が不可欠であること、および、政府が支援すべき具体的な施策を明記すべき。
		○原子力に対する安全性への不信とコストの高さを考えると、原子力エネ

	個人	ルギーの利用に反対。原子力に使われる金を省エネや自然エネルギーのために使うべき。
	個人	○太陽光・風力などの自然エネルギーと原子力を同列に論じるのは問題。人類と地球にとって地球温暖化問題だけが問題ではない。
	団体	○原子力のとらえ方の見直しを要望。原子力発電は、温室効果ガスに関して発生量の少ない電力として評価されているが、安全性の問題から国際的に廃止の方向にあり、原子力発電への転換は世界に逆行するもの。単に温室効果ガス削減の面からのみ検討せず、あらゆる面から総合的に検討すべき。
	団体	○原子力が「温室効果ガスの発生量の少ない電源」として位置付けられているが、近年立地計画は停滞しており原子力の推進は非現実的。何より放射能という最悪の環境負荷を発生させる原子力は進めるべきではない。
	個人	○原子力発電は本質的に放射能による環境汚染の可能性を免れず、太陽光、風力などの安全で再生可能なエネルギーと同列に扱うのは誤り。「原子力」を削除し、「安全で」温室効果ガスの発生量の少ない電源とすべき。
	個人	○原発の新規立地は、原発の危険性や維持費用等に関する諸問題を解決しなければならない。
	個人	○それぞれ分けて論ずべき。 ○太陽光と風力は、飛躍的な技術開発とその普及に全力を注ぐ。原子力は廃棄物問題の見通しと立地に関する合意問題を解決すべき。天然ガス等は、既設の施設の改善に活用すべき。
	個人	○原子力発電は、課題が余りにも多く、問題が残る。水力の見直し、地熱、波力による発電も検討の対象に含めてはどうか。
	個人	○地球温暖化防止は将来の環境や人命を尊重するために行われるもの。原子力のように、事故の発生やその廃棄物の持つ、短期的、直接的に環境や人命へのリスクの高いものは対象にされるべきではない。
		○原子力を代替電力源に含めないこと条件に、記述に賛成。
	個人	○石炭火力からの脱皮、自然エネルギー導入計画の策定。
	団体	○火力発電所の分野で二酸化炭素排出総量規制を導入する。 ○石炭及び石油系の大規模新増設火発計画は中止する。
	団体	○既設火力発電所の低二酸化炭素燃料転換、コジェネレーションの義務づけ。 ○再生可能エネルギー・省エネ・コジェネを軸にエネルギー政策の抜本的改善。
	個人	○巨額の建設費がかかり、被爆の危険が伴う原発はやめるべき。個人でも出来る太陽光、風力を利用した発電を行い、分散型・分権型の参加社会、未来派のライフスタイルが実現する。
	個人	○原発20基の増設は国民の不信感や安全性から不適当。風力などのクリーンエネルギーに補助金を出すなどした方が有効。 ○原子力発電所の増設を温暖化防止対策とすることに反対
（環境規制の段階		○温室効果ガスの排出許容総量が国際的に規定される構造の下では、国内

的な導入）	団体 個人	対策において、大気汚染等の総量削減対策と同様の考え方を採用することが有効。この場合、総量削減対策にはふたつの機能があって、その第一は様々な発生源を通じた排出負荷の総量管理（上記の総量削減計画）であり、第二は大規模発生源に対する合理的な総量規制基準の設定・適用である。基準確保の方法は、温室効果ガスの特性に合わせて考慮されるべきであり、電気事業者も他業種の事業者と同様に適用すべき。 ○自動車に係る温暖化対策としては、「燃費（㎞/燃料l）」より走行距離当たりの二酸化炭素排出量（排出g/㎞）でなければならず、これは、大防法の自動車排ガス基準と同じである。
	個人	○ある環境配慮基準をクリアした職場環境や製品をつくらなければ何らかの罰則があるといった形での規制も含めた総合的な地球温暖化防止対策について、特に環境庁が（国内だけでなく国際的にも）リーダーシップを発揮して、積極的に取り組んでいただきたい。
	団体	○機器等の種類、型式毎に長期的基準・スケジュールを設定し、規制を段階的に行うのは妥当。この際、効率基準は厳しく定め、企業の技術開発を促すことが重要である。輸出規制をあわせて行い低効率の機器が開発途上国に輸出されるのを法律で禁止すべきである。 ○第一段階の際に長期的目標をあわせて示すべき。 ○目標値の導入の際には業界だけではなく国民や科学者、環境NGOの意見を求めることが必要であり、このために規定を盛り込むべき。
	個人	○機器等の種類、型式毎に長期的基準・スケジュールを設定、規制を段階的に行うことは必要である。 ○工場、事業所からの温室効果ガスの排出削減に関しては、第一段階：法律に基づく「自主的取組」からできるだけ早期に第二段階：生産量当たりの排出原単位などの規制導入へと進めるよう計画的な基準・スケジュールを設定することが必要である。
		○自動販売機の設置に規制を設ける。 ○営業時間外のネオン類の点灯に規制を設ける。
	個人	○経済界が保守的で、既存産業の改革や環境ビジネスの育成と連携に消極的であることを考慮すると、公害対策同様に規制的手法の導入以外に道がないと考える。
	個人 団体	○適切な記述であり、支持する。 ○国は事業者としても規模が大きいので、その施策（公共事業等）の策定、実施に際して温室効果ガスの排出削減に配慮する仕組みは必要不可欠であり、強く支持する。環境面から公共事業等をチェックする環境上位の政策の仕組みを実現する必要あり。具体的には、温室効果ガスの排出に影響がある新たな計画を策定する際は、「地球温暖化防止基本法」や「地球温暖化防止計画」に基づいて第三者機関がその計画をチェックし、温室効果ガス排出を増やしてしまうものは認められない仕組みを設けることを書き加えるべき。
		○法律に基づく｢自主的取組｣では法的規制そのもので、そのままなら｢自主｣の言葉を外すべき。
	団体	○車に乗ることがハンデになるよう、自家用車に対する法的規制が必要。 ○工場に対する排出規制では、国際的な整合性を取りつつ、規制基準の考え方を明確にしておく必要がある。
	個人	○法規制を強化すべき。

	個人	○規制を段階的に行う手法はＣＯ２以外の温室効果ガス削減には有効。しかし、ＣＯ２の場合は炭素税等の誘導的手法に頼ることが望ましい。
	個人	○規制的手法も多少は必要かもしれませんが、各主体が自発的に取り組むようなインセンティブを考えるべき。
	個人	○自動車排ガス規制のような段階的規制強化。
	個人	○温室効果ガスについては代替技術開発の見通しが立たないことから、技術開発や排出抑制の方針を掲げるだけでよく、時期や目標を設定すべきでない。
（経済的措置の導入）	団体 団体	○国は、環境に配慮している企業の製品しか購入しないし、公共事業も発注しない。環境に配慮している企業や環境のための技術開発に何らかの補助金なり助成金を出すといった経済的措置について、特に環境庁が（国内だけでなく国際的にも）リーダーシップを発揮して、積極的に取り組んでいただきたい。
	個人	○省エネ等の啓発とともに炭素税導入等を実践して大気を浄化する。
	個人 団体	○経済的措置を導入する前に、温暖化防止に逆行している現行のエネルギー税制を抜本改正する必要がある。道路財源に使われている揮発油税、地方道路税、軽油引取税、石油備蓄や原子力に使われている原油等関税及び石油税、電源開発促進税を一般会計に繰り入れ、道路整備特別財源、石特会計、電特会計を廃止する時期を明確にし、このために必要な法律改正を円滑に行うため、一括改正のための特別措置法を策定すべき。経済的負担の段階的導入、温室効果ガス排出量に着目したインセンティブ課税についてはいずれも賛成。但し、炭素税を特別会計に繰り入れ、これを財源に各種施策の取組に経済的助成を行うことについては国民参加で議論すべき。 　現行でほとんど税のかかっていない石炭についてこのまま放置することは問題であり、温暖化防止のインセンティブ効果を目的に石油製品以上の課税を行い段階的に引き上げるべき。
	個人	○炭素税導入についての議論で欠けていると思われるのは、以下の点。 　化石燃料に対し、既に課税が行われており、それを見直して炭素税型へ再編成するだけでも、全体の税額をそれほど変えないで、重油等への課税を重くする等で、炭素排出量が減少するという研究が経済企画庁経済研究所の研究（「経済分析」）で、明らかにされている。その成果を活かすべき。
	個人	○環境税や炭素税の導入は必要であるが、税制全体を見直し、国民負担が過重にならずに、環境保全に有効な形態を生み出すことが必要である。また、これを財源に環境保全のための各種施策の取組に経済的助成を行うように検討すべき。
	個人	○経済的措置の導入は、もっと大きいウェイトの位置づけを与えられるべき。改革の基本的な背景には、グリーン税制を目指す視点が必要。すでに課されている「環境税的課税」（エネルギー関連諸税など）の税収の使途を、地球温暖化防止（「社会の太陽文明化」）のために変更できるようにすることが必要。どんな21世紀の日本社会の未来をつくるのかということに関しての国民的合意が必要。環境税の構想を現実化できるような法的仕組みを組み込んでおくべき。国際協調、国際協力の項に、世界共通の環境税が構想できるよう、何らかの仕組み、取り組みを記載するべき。

		○炭素税の導入については、産業構造、貿易構造に大きな歪みをもたらすなど、悪影響の方が大きいと考えられることから反対。経済のボーダーレス化が進んでいる中で、クローズドシステムを前提とした課税には問題があり、慎重な検討が必要。
	団体	○中間とりまとめでは、あたかも導入を前提とした書き方となっており問題。１１月１３日の合同会議では、「炭素税の導入については慎重を期すべき」と整理しており、整合をとった議論をすべき。
		○過剰包装の実態は早急に改善の必要があり、華美な包装に対しては制裁的な費用を消費者から徴収してはどうか。
		○環境税の導入を推進すべき。
	個人	
		○間接税として「環境負荷税」の導入を検討。
	個人 個人	○炭素税については、もはや導入すべきか否か議論を深める段階ではなく、実際にどのような炭素税を導入すべきかを検討し、早急に決定すべき段階。輸出産業の国際競争力を考えれば、水際調整の仕組みについての提案を作成する必要がある。
	個人	
		○民生・運輸分野での温室効果ガス抑制を達成させるには、環境税の導入を強力に行うべき。
	個人	○既存の税体系を見直し、又は（温室効果ガスの）排出増大を助長する補助金の徹底的抑制と（温室効果ガスの）排出抑制のための設備投資に関する補助金の創設及び拡充を推進すべき。
		○炭素税についての国民的議論は必要であると考えるが、それと並行ないしはそれに先行して、現在の税制を二酸化炭素の削減という立場から点検し、削減を誘導し促進する内容に改訂していく作業が求められる。
	個人	○炭素税については議論が必要。
	団体 団体	○地球温暖化防止対策を推進するためには、エネルギー消費削減のための研究開発、設備投資等に対し、インセンティブを与える経済的措置は必要。ただし、この財源としては、既に化石燃料に対しては多大な課税がなされている現状に鑑み、新たに炭素税等を制定して国民に更なる負担を求めるのではなく、既存のエネルギーに関する各種税制の割り振りの見直しで対応すべき。
		○太陽電池や低公害車等の技術開発の段階でのコスト増を軽減させる措置や、電力料金の設定等、誘導的な視点からの負担措置が必要。
		○炭素税の導入を積極的に支持。
	個人	
		○既存の関係税制との調整は抜本的に行うべき。既存の税体系をまず環境配慮型に改正し、しかる後に炭素税などの新税を検討すべき。
	個人	
		○炭素税など環境税を導入し、得た財源を環境対策の助成金とする。
	個人	
		○大都市への自動車乗り入れに通行税を負担させる。
	個人	○課徴金・炭素税でもよいが、温暖化防止効果の高い家庭用装置、機器を購入した個人に対する助成（減税を含む）も有効な手段であると考えられる。このことは国民の意識高揚を図る効果が高い。
	個人	
		○炭素税等の誘導的手法に頼ることに賛成。税体系の抜本的見直しを伴う

		のは当然。温暖化対策の補助金など、特定目的の財源とすべきではない。
	個人	○家庭、事業所のＣＯ２削減を制度化するために、電器・ガス・水道・下水道の通知と請求書の仕組みの中に類型別に指針を策定し、それを超過した分にたいするCharge,Tax等として体系化する。教育・指導のみでは有効な削減制度化は無理。
	個人	○既存エネルギー関連税制の見直し
		○炭素税は温室効果ガスの排出削減に最も効果的な手法であり、是非必要。また、排出削減が積極的に図られる場合は、税制優遇措置を行う必要がある。
	団体	
	個人	○市場経済を前提とする限り一番善いやり方。現行のエネルギー税制のゆがみを是正すべき。排出した者がお金を払うことや目標をはっきりしないと国民は納得できない。 ○ハイブリッド車の取得税等は無料にするなど優遇措置もとるべき。
	団体	○炭素税の前に、技術開発等の支援体制が重要であり、財源としての炭素税等については慎重な検討が必要。
	団体	○エネルギーに輸入関税をかける。特に化石燃料の単価を輸入時点で上げる。 ○５％のエネルギー税を賦課する。
	個人	○官・業・政・学が一体となり、勇気を出し、自然破壊の公共事業を中止させること、貴重な自然環境を破壊する公共事業に変わって緑の環境創造事業を創意工夫し、経済的な効果も織り込んで推進すること。
(事業等の実施)		○温暖化防止事業による温室効果ガス削減効果を客観的・透明な手続きで評価する仕組みが必要。
	個人	
		○具体的内容が不明のため保留。
	個人	○国の施策、事業等について、温暖化防止に関して戦略アセスメントを導入することを明記すべき。この際、審査機関として中環審に部会を新設すべき。事業に関しては代替案の作成と事後評価の実施を義務づけるべき。
（政策策定・実施に際しての配慮）	個人	○主張を支持する。
	団体	○各種政策の影響を定量的に評価するための手法の検討及び仕組みの整備が必要。
		○環境影響評価法の政令で地球温暖化に関する環境影響評価も行うよう規定すべき。
	個人	
		○記述に全面的に賛成。
	個人	
		○計画アセス、事業アセスで温暖化配慮の徹底
	個人	○地球温暖化防止に関連する既存の開発法の目的規定とともに、温暖化防止施策に矛盾する条文の一括改正を行ってはどうか。
（既存の法律の改正）	個人	○十分に検討する必要がある。
	団体	○包装容器リサイクル法の「努力義務」項目の義務化。
	団体	○既存の法律を「温室効果ガス排出削減」の視点から見直すことは必要で

	個人	ある。特に温暖化防止に逆行する（温室効果ガス排出を増加させてしまう）法律や国の計画（国土開発計画や道路計画等）は抜本的に見直されなければならない。
	個人 団体	○既存の法律について、新たな「地球温暖化防止基本法」の制定に際して、目的等にとどまらず温暖化防止に逆行する諸規定も見直すことが必要である。「当該既存法の改正規定をこの法律で一括して行う方法も有効ではないか」としているが、基本的に賛成であり、見直しのための仕組みを整備することが必要である。
		○地方公共団体の役割については、慎重な検討が必要。これまでの産業部門の技術開発に偏った対策の考えでは、普及啓発に属するものに限定される。しかし、社会経済そのものの姿を変えていこうとするときは、例えばゼロエミッション団地の構築など、その役割は大きい。また、代替フロンの収集破壊も地方公共団体に負うところが大きい。
	個人	○政府では、地方公共団体との連携協力関係の下にでき、あるいは実施すべきである対策の姿と手段を検討すべき。これには追加的費用がかかるため、財源対策と切り離して考えるべきではない。
		○これからは、自治体により大きな権限を与え、地域振興と絡めた対策を補助金などを通じて積極的に支援して行くべき。
		○地方自治体と環境庁のつながりを活発にすることが必要。
	個人	○関連法が、いわば「場当たり的に」省庁別に制定、改訂されてきたと考えられるので、「環境基本法」等を中心にしかるべき全体像を定める規範を示すよう作り直す必要がある。
	個人	○法律毎に改正すべき。
	個人	○地域特性に応じた施策が打ち出せるよう、自治体に上乗せ、横出しを認めること。
（地域における取組）	個人	○自治体の役割が重要であることは同感である。例えば、山形県立川町の風力発電計画に対して東北電力からさまざまな条件が付けられているというが、このような計画が優先的に実施できるようにすることが必要である。
	団体	○急ぐ必要はない。関係部門で十分討議、議論を重ねて決めるべき。
	個人	○記述に全面的に賛成。
		○自治体の上乗せ、横出し規制を認めるべき
(手続きの透明性)	団体 個人	○指針等を新設又は改正する場合には、国民に広く意見を聞くことを制度化すること、聞いた意見を反映することを制度的に保障すること、こうした審議を行う第三者機関を設置すること、その機関には国民や科学者、環境NGOの代表が加わることを盛り込むべき。
	団体	○透明性を確保することは重要である。
	団体	○「指針、基準を設ける場合に対象、内容について広く意見を聴く」のは当然のことであり、その際の透明性も極めて重要である。適切な記述でありこれを支持する。
	個人	○単に意見を聞くだけではなく、基準の策定プロセスに国民（ＮＧＯ代表など）を参加させるべき。

<table>
<tr>
<td>(５)吸収源の拡大手法</td>
<td>団体
個人
団体
団体
個人
個人
個人
団体
個人
団体
個人
個人</td>
<td>○随時の国民意見聴取、意見の制度への反映、第三者機関による見直しを明文化すべき。

○以下のように修正してはどうか。
「京都議定書では吸収源を限定的ながら盛り込むこととなった。しかし吸収源については地球温暖化問題検討委員会（委員長北野康名大名誉教授）などが指摘しているように、吸収量についての科学的知見が未だ不十分である。日本政府も国別報告書の中で制度は中程度と報告している。
　そこで先進各国の温暖化防止対策は排出削減を基本とすること、議定書に盛り込まれたこれら「柔軟性」の諸制度を用いるかどうかは各国の判断に任されていることなどを勘案し、我が国も排出削減を基本とすること、現状では吸収量のカウントは当面行わないこととするのが適当である。その上で、将来科学的知見の十分な進展を待って科学者や環境NGOからなる検討委員会で十分議論し、結論が得られてから実施することのみを規定しておくことが適当である。」

○吸収源の拡大は重要であり、たとえば多すぎるゴルフ場の森林化などとともに、乱開発禁止が必要であるが、京都議定書における日本の二酸化炭素排出量削減率は低すぎることを踏まえ、吸収源の増大による二酸化炭素排出量削減率の低下は行うべきでない。

○もう一歩、突っ込んで書いていただきたい。

○京都議定書では吸収源を含むことが決まり、今後各国ともに地球温暖化対策として吸収源の拡大に取り組む可能性があるが、主な、吸収源である森林は、その生物多様性とその構成要素が持つ内在的価値と生態学上、遺伝上、社会上、経済上、科学上、教育上、文化上、レクリエーション上及び芸術上の価値を忘れてはならず、地球温暖化防止の観点からの森林政策を優先してはならない。

○吸収源は削減に有効な手段の一つと位置づけ、その拡大を国民参加型の運動とすることを提案。

○ＣＯ２吸収量が増えるなどの口実により、原生林を人工林に転換すべきでない。

○京都議定書では吸収源を一部含めることとなったが、詳細は先送りされている。森林の保全は生態系・生物多様性等の視点が重要であることは言うまでもない。しかし議定書の今後の取り決めがどうなるにせよ、化石燃料からのCO2排出を、科学的に不確実な植林で埋め合わせるという考え方を取るべきではない。あくまでも化石燃料からの排出削減を基本として取り組んで行くことを確認すべきである。

○日本は世界でも最大レベルの林業技術を持った国。森林技術を外国への援助にもっと取り入れて活動して欲しい。

○森林等の吸収量は不確実性が大きいため、あくまで補足的なもの捉え、吸収源の拡大ではなく、森林保全や生物多様性維持の観点を重視するべき。

○二酸化炭素の固定能力だけを単純に注目し、生物多様性の高い自然林を過小評価すべきではない。吸収源の拡大には、森林でない地域の植林化、既存の人工林の活用こそ検討すべき。</td>
</tr>
</table>

		○科学的に不確かなので、抜け道に頼らず６％削減を目標とすべき。
(６)温室効果ガス排出量の監視等	団体	○事業所については毎年目録を作成し、他は統計より推計し、国民に公開すべき。事業者には排出量の提出義務があることを法律に記載し、各事業所のデータについて国民が監視しやすいよう制度を組み立てるべき。
	個人	○その通り。
	団体	○ＣＯ２に限ると、使用燃料、購入電力から簡単に排出量は計算できるので、国、政府の１ヶ所への報告で済ませるべき。都道府県への報告等は都道府県から国へ報告すると手間が掛かる。燃料統計等は政府へ提出しており、プラスの仕事が増えるのは困る。
	個人	○記述に賛成。
(７)温室効果ガス（温室効果ガス濃度の観測）	団体	・体制整備強化が必要。当面気象台に委託することとし、人員予算配置を抜本的に強化することを答申に示してはどうか。
		○その通り。
	個人 団体	○現在の部門別の算出では、部門横断的な都市計画に基づく都市構造の違い、変化による排出の増減は算定困難であるが、都市集中の度合いによる、交通やエネルギー部門の算出の与条件への影響は極めて大きいと考えられる。
	個人 個人	○積極的に各都道府県、さらには国として年次毎の削減達成目標を決めてその達成状況についての情報を国民に公開し、評価するということ等も含めて書き込み、「地球温暖化防止計画等の策定手続き・点検」につながるようなシステムを持った組織をつくる必要がある。
		○観測だけではなく、その情報をインターネット等で公開することが重要。専門的なデータもテキストデータなどの形で一般に公開するべき。
	個人	○企業の持つデータの提出義務化
（環境変化の監視等）	個人	○温室効果ガスの排出量の把握は、既存の統計を整理・体系化し、重複を排除した効率的な方法で実施すべき。監視の前に、測定技術の国際標準化が必要。
(８)教育・学習、広報		○省エネ・省資源の先人の知恵から学ぶこと。
	団体	○日本の残された貴重な巨樹を保全し、生命の畏敬の念を持たせる環境教育の一助とすること。
	団体	○環境教育、情報提供は重要。科学者や環境NGO等に委託して調査研究ができるよう規定すべき。答申では調査研究の早急な開始と予算の手当をすることを盛り込むべき。
	個人 団体	○日本の環境教育はきわめて遅れている。とくに、地球環境問題について日常的な生活と関連した教育が重視されなければならないが、そのような教育を実施できる制度が不十分な上、実施できる教員が不足している。制度の整備とともに現職教員の研修や大学あるいは大学院で学べる条件を拡充する必要がある。
	個人	○温暖化防止の成否を左右するのが、環境教育の成否であり、他の諸施策よりも、一階層上のウェイトを与えられてしかるべき。

		○学校教育もさることながら、自治会（町内会）を通じた各家庭への教育（家庭教育）も重要である。
	個人	○教育＝｢共育｣｢協育｣などの表現で、地域的な情報の共有と自由な発想の育成が必要。
	個人 個人	○国民の意識の高揚は、民生・運輸部門におけるＣＯ２排出量の抑制のために極めて重要。このため、国、都道府県、市町村の役割分担を明確にし、それぞれの立場に応じた取組を推進すべき。地方公共団体は地域住民に近く、接点も多いことから、広報・普及においても、より積極的な行動を位置付けるべき。逆に現実性に乏しい施策は、国民の意識高揚に水をかけるおそれもあるので、慎むべき。
	個人	○CMやポスターなども有効に使ってＰＲしていくべき。
		○学校教育にもっと取り組んで欲しい。
		○地域の生涯学習等でも進んで取り扱って欲しい。
	個人 個人	○学校教育に、単に「環境の教科」を導入するのではなく、「ラジカセの一生」や「ＰＨＳの一生」のような理科、家庭科、経済を合わせた授業を設ける。家庭の正しい科学知識が増えないと、ライフスタイルの転換は期待できない。
	個人	○記述に賛成。末尾に「インターネット等での情報の公開」を追加を。
	個人	○長期的な視野に立った、環境教育が必要。
		○環境教育の推進、地球環境保全推進委員の１００万人養成、当該委員による環境教育訓練の推進
	個人	○婚姻届、出産届の際に環境家計簿を配布
	個人	○一般に与える効果はかなりの者と思われるので、もっと具体的な記述を含め詳述すべき。
	個人	○もっと情報提供や広報活動を行い積極的に国民の参加意識を高めてほしい。
(９)長期戦略研究	個人 個人	○長期戦略のための体制について規定するのは妥当。予算人員を大幅に強化することが必要であることを答申に示してはどうか。
		○記述に賛成。
	個人	○一般に与える効果はかなりのものと思われるので、もっと具体的な記述を含め詳述すべき。
(10)調査研究	団体 個人	○科学的知見の拡充のために調査研究を進めることは必要。科学的知見の進展にあわせて法制度も見直していくことが必要であり、法律にこのことを明記すべき。
	個人	○技術開発、成果普及に関する体制整備等について規定することは必要であるが、どのような技術が適正であるかは広く意見を聞いて判断することが重要である。原子力のように多くの国民が賛成しない技術開発よりも再

	団体	生可能エネルギーに力点を置くべきである。また、深海へのＣＯ２注入のように環境的に別の問題を引き起こしかねない技術開発に資金をつぎ込むことのないように注意すべきである。
	個人	○研究支援のため、炭素税的な財源の拠出も必要なのでは。
		○記述に賛成。
(11)技術開発	個人 個人	○技術開発は重要であるが、将来の技術進展を理由に現在の対策をさぼる理由にしてはならない。現状ではその多くが電源特会から出される国の研究開発費の大半が原子力対策であり、研究開発の在り方が議論される以前に、財源や省庁の権限が大きく左右しているのは憂慮すべきこと。研究については基礎研究を除いて環境庁が一元管理し方針を出すことを規定し、抜本的に見直してはどうか。
	団体	○クリーンエネルギー技術や低公害運輸機器の開発を行う環境工科大学（仮称）の設立が必要。
		○政府が直接基金的に支援するのではなく、むしろ環境税等の誘導的手法により、技術開発を間接的に刺激することが望ましい。
	個人	○技術開発予算の見直し。
(12)国際協調・国際協力		○国際協調、国際協力の項に、世界共通の環境税が構想できるよう、何らかの仕組み、取り組みを記載するべき。
	個人 団体 個人 団体	○京都議定書には、排出枠取引・共同実施及びクリーン開発メカニズムが盛り込まれたが詳細は今後の国際交渉に委ねられている。その行方に関わらず、温室効果ガスはまず先進国が国内で削減することが大原則である。日本の国内政策を策定するにあたっても、初めからこれらの仕組みを利用することを考えず、議定書の削減目標は全て国内で達成するものとして政策を立てて行くべきである。他の先進国及び途上国への協力とそこでの削減は、あくまでも国内での削減にプラスアルファで行うものと考えるべきである。
		○「排出枠取引」「共同実施」はＭＯＰの検討結果を待つべし。
		○「開発途上国への・・」は、JICA、ODA、グリーンエイドプラン等を見直し、整合化させることが必要。
		○非協力的な国に対する働きかけ及び制裁の措置について検討が必要。
	団体	○化石燃料の使用削減策として、 ・産油国、産炭国への減産補償 ・クリーンエネルギーの国際間の売買、送電技術等の開発 などが考えられる。
	個人	○ＧＬＯＢＥの動きと連携して政策立案、環境教育、調査研究、資金等の協力を推進するのもよい。
（排出枠取引）	個人 個人	○京都会議を受けて以下のように修文すべき。 「「排出枠取引」については京都議定書には盛り込まれたものの、開発途上国の強い反対から、具体的規定の決定は全て先送りされた。また、この規定は、国内対策の進まない国々が、現在経済の停滞から排出量を大幅に削減している経済移行国から「排出枠」を購入するだけで「削減義務」を免れるといった議定書の「抜け穴」として使われることが懸念されてい

	団体	る。 　先進各国の温暖化防止対策は国内の排出削減を基本とすること、議定書に盛り込まれたこれら「柔軟性」の諸制度を用いるかどうかは各国の判断に任されていること等を勘案し、我が国も国内の排出削減を基本とすること、通常の削減努力では補えないような例外的事態に際し、「排出枠取引」を使用する場合に際しては中央環境審議会の審議と国民意見の聴取、国会の議決を経ることとし、排出者負担の原則に配慮すること、を法律に明記することが適当である。」
	個人	○今回、排出枠の取引が認められることになったが、温暖化防止に対する国際的責務を果たすという観点から、このような手法は日本としては採用すべきではない。
	個人	○排出枠取引、共同実施に関する審議会の問題意識には、いささかの危惧を感じる。アメリカの態度にまたまた引きずられ、削減義務のつじつま合わせに、排出枠の購入に走るというような発想は、断固として排除しなければならない。排出枠は、たとえ「売っても買わない」という、たとえば憲法9条の規定にみるような、孤高の意気込みを盛り込んでおきたいものです。ＵＳＦＣＣＣ３では明らかにＥＵに遅れをとった日本の人類的良識を、この立法には強く盛り込みたい。
	団体	○京都議定書においては、数値目標達成のための措置として、共同達成、排出権取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの柔軟措置が盛り込まれていることから、政府は望ましい国際的枠組みの在り方について具体的な検討を行い、ＭＯＰ、ＣＯＰにおいて積極的な提案を行うべき旨明記すべき。
	個人	○我が国は排出枠取引を利用しない、との規定を設けるべき。
	個人	○制度化にあたっては、従来のアメリカのClean Air Actの地域を指定したSOx等の総量規制の場合とＣＯ２等の排出権取引の問題の相違点をよく分析、評価、同定した上で制度化を進めるべき。
	個人	○政治的な要素を排除して、国際法を含む法的な原則に立った公平な形での条約作りが必要。
（共同実施）	団体	○抜け穴防止の観点から原則として取り引きしないこととすべき
	団体	○京都会議を受けて以下のように修文すべき。 「途上国を巻き込んだ共同実施については途上国の強い反発で、附属書Ｉ国同士による「共同実施」と、附属書Ｉ国と開発途上国との間で行われる「クリーンメカニズム」とに分けて規定された。ただし、共同実施については第一回締約国会議の合意により、2000年までをパイロットフェーズの期間とし、有効性を検証するボランタリーな共同実施活動が行われており、2000年以降にこの評価がなされた後に制度化あるいは廃止が決定されることになっている。開発途上国を対象とする「クリーンメカニズム」については詳細決定は先送りされた。 　開発途上国相手のプロジェクトの場合、データやモニタリング体制の未整備など科学的基盤が不足していることから、当該プロジェクトによりどれだけ削減できたのかの削減量の算定が困難である等の問題を有する。そこで、先進各国の温暖化防止対策は、国内の排出削減を基本とすること、議定書に盛り込まれたこれら「柔軟性」の諸制度を用いるかどうかは各国の判断に任されていること等を勘案し、我が国も国内の排出削減を基本とすること、現状では途上国を対象とした共同実施は当面行わないことが適当である。その上で、将来の科学的知見の十分な進展を待って、モニタリ

		ングの進め方、削減量の算定に関する規定を科学者や国民参加の下で決定することのみを規定しておくことが適当である。」
		○共同実施もそれが国内の排出削減率を下げるための手段としてはとるべきでない。
		○試行期間の失敗の反省に立ち、我が国は共同実施を行わない、との規定を設けるべき。
（開発途上地域への支援）	個人	○いわゆる抜け道に頼らず、６％削減を目標とすべき。
	個人	○海外においては化石燃料の消費を増加させるプロジェクトが多く、温暖化防止に逆行している。海外事業について地球温暖化防止を含む環境アセスメントをアセス法に準じて行うこと、結果を毎年公表し、温室効果ガス排出量の評価結果もあわせて記載することを規定すべき。
	個人	○支援は積極的に行うべきである。この際、ODAに関しては、環境保全的でない火力発電、原発などは禁止し、環境保全的なものを優先するように、一定の基準を設けることが望ましい。
	団体	
		○開発途上国における鉄軌道系交通機関の整備に対する技術・資金面での協力、技術移転を積極的に実施すべきである。
	個人	○「開発途上国への・・」は、JICA、ODA、グリーンエイドプラン等を見直し、整合化させることが必要。
	個人	○無償での技術移転を主とすべき。資金協力の具体的方法や自治体レベルの国際協力の枠組みを法的に規定する点には賛成です。
	団体	○エネルギー効率をよくすることは大切だが、ＣＯ２排出総量を削減することが根本課題。費用効果を考え途上国の支援を。
		○海外事業へのアセス法の適用義務づけ
	個人	
	個人	
	団体	

Ⅳ　その他

項　目	個人・団体	意見概要
取組報告	団体	○普及啓発活動 地球環境問題学習会、講演会、ビデオ上映、シンポジウム ○民生部門 リサイクルセンター開設、資源ゴミ回収、買い物ガイド作成・配布、リサイクル・フリーマーケット開催 ○運輸部門 アイドリングストップ、ステッカー等の作成・配布

		○教育部門 　環境啓発ビデオ作成、酸性雨等の測定実施
個別対策提案	個人	○水滴や氷片を高圧レーザー約１６００度で瞬間的に照射し、爆発させ、この高温を利用し、また常温化した両元素を電気火花で融合させ、水に戻すとともに、その温度を利用する。これは現在の技術水準でも可能であり、環境にやさしいクリーンな循環社会の実現も可能となる。
	個人	○地球温暖化防止対策は、法的に燃焼処分させずに100%マテリアルリサイクルを推進することが重要。
	個人	○厨房のベトベト油（酸化油）付着防止対策に商品化した中性化イオン含有塗布液を空調機器付帯のフィルターに塗布してエアーフィルターの目詰まりを防止し、不完全燃焼防止を図ることが可能。その他自動車付帯エアークリーナー等にも応用できる。
	個人	○主要ターミナルでの客待タクシーへアイドリングストップの指導が必要ではないか。 ○モーダルシフトのCo2削減はmax３%であり、バラ色の将来を思わせる表現はさけるべき。 ○おおかたの町でとられている交通事故削減のため交差点毎に車を停める方法はCo2増加につながり、信号無視するドライバーが増え交通事故増加につながるので改めるべきである。
	個人	○交通量削減のため在宅勤務を支援すべき。
	個人	○東海道の物流をトラックへ逆モーダルシフトさせてしまう第二東名・名神高速道路の建設を白紙撤回し、東海道を鉄道へのモーダルシフトを推進するモデル路線とし、現東名・名神高速道路の交通量を容量に見合う程度まで削減する英断を。
	個人	○議定書第３条第２項に基づき、2005年までに単に新たな法制度を整備したとかを示すのではなく、温室効果ガスの排出量が削減方向に向かい、最初の約束期間に６%削減の達成の見込みがあることを示せることが必要で、それに合わせて法制度を整備し、施策を実施すべき。 ○温室効果ガスの排出量に関し、最新のデータが早く入手できるよう整備すべき。 ○ＣＦＣ、ＨＣＦＣについても、温室効果ガスである以上、国内で発表するデータには含めるべき。
	個人	○すべてのゴミを同時に硬化密閉させるゴミのコンクリート技術である「水性エポキシ系樹脂セメント効果システム」を用いて、生ゴミ類を化石化することにより、ＣＯ２、ＳＯｘ、ＮＯｘ及びダイオキシン等の発生を防ぐことが可能である。
	個人	○太陽光発電装置については、良い方策であるとの先入観で見られているが、ソーラーパネルを製造するのに多くの電力等が使われ、これに要した温室効果ガスの量は極めて大きいとの指摘もある。資料を公開して損得効果を論じる必要がある。 ○空き地、道路への植林。 ○光の上空への拡散を防止するための法規制。 ○自動販売機、コンビニの終夜営業の法規制又は行政指導。
	個人	○「環境」「廃棄物処理」の予算執行に当たっては「効果」を予め計算して欲しい。

	個人	○地表面を太陽光を反射する物体（反射資材）で覆うことにより、太陽エネルギーを宇宙に再放出する。計算によると、中・低緯度地域であれば、地表の０．８９％を反射資材で覆うことによって、気温を１℃下げることが可能。
	個人	○水中に米穀の貯蔵装置をつくる事で、低温化及びその維持のためのエネルギー消費を抑制し、それに伴うＣＯ２の放出を抑制する。
	個人	○ガソリンスタンド、パチンコ店を増やさない。石炭火力発電所を増やさない作らせない。生ゴミを肥料にする機械器具を市毎にゴミ焼却炉に寄付。他の国の善い施策を取り入れる。 ○最後の手段は、一人当たりの電気使用量を決める。個人、住宅で太陽、風、水力エネルギーを作る人に援助。作り方をＰＲする。
	団体	○地球温暖化のために、脱フロン社会の構築をめざす。
	個人	○冷房は28度以上、暖房は18度以下、自動車の燃費は20㎞以上でないと運輸省は許可しない等との法律を制定していく。公共交通機関を使うと安くすむようなシステムへの改善、リサイクルまで企業が責任を持つようなシステムでないといけない。
	個人	○ガーデニング会社に協力を要請して二酸化炭素を酸素に作りかえる植物を二酸化炭素の量に応じて植えさせる。
ＣＯＰⅢへの意見	個人	○先進国の温室効果ガスの排出に関し、21世紀第１段階の削減目標が合意されたことの意義は大きい。 ○地球温暖化防止という「地球益」の実現を目指す会議で、利害の錯綜する各国を合意に導くべき「議長国の責任」を担っているにもかかわらず、日本政府内の論議では、「国内での実現可能性」のみが重視されたことが大変気がかり。 ○温暖化を防止するには相当の削減が必要であることは科学的（IPCC）に明らかにされており、COP3で合意された「政治的妥協の目標」を遵守するだけでは温暖化の防止は不十分である。科学的に導かれた目標が温暖化防止の唯一の目標である（当然のことではあるが）以上、それに近づけることが必要である。そのためには、少なくてもCOP3の目標以上が可能であるとの提言には耳を傾けその実行を支援していく、目標値は常に各時点でのstate of theartの目標値に更新していく、先進的な取り組みの足を引っぱらない（横並び意識とならない）誘導などが必要となろう。目標は「今の延長で何ができるか」ではなく、「将来目指すべき社会のために何が必要か」という姿勢で設定してもらいたい。
	個人	○地球温暖化を防止するために、ＣＯ２をいくら削減しなければならないか、目標達成のために社会構造をどのように変えなければならないかという観点からの議論をすべし。
	個人	○ＣＯＰ３において、二酸化炭素削減数値に関して合意に至っていないことを憂慮している。地球環境問題においても、権力闘争的な国際政治の論理が適用されていることは問題である。
	個人	○温室効果ガスの内、どのガスを減少させるかは各国の判断でいいのではないか。 ○二酸化炭素だけでなく他のガスも削減しなければならない。 ○各国の取組の評価においては、GDP 当たり、人口当たりの評価、平均気温による修正も加えるべき。

合同会議への意見	個人	○政府提案をいとも簡単に追認し、かつ、温暖化防止対策のパーツにすぎない省エネ対策の方向を結論づけるがごとき報告書をまとめたことは気がかり。
その他	個人	○地球温暖化は、「環境問題」であり、地球温暖化防止対策を、産業政策法たる省エネ法により行う仕組みは、重大な問題がある。
	個人	○あまりにも人工的な環境の多い都市では、直接自然の環境に触れる機会が少なくなってしまい、その代わりとしてのメディアなどでの間接体験では却って正しい知識の取得・理解を歪めることになりかねない。環境はあまりにも多様で複雑であり、視覚・聴覚のみの理解では断片的な理解にとどまる。正しく理解してもらうには、数年でも数カ月でもよいから、実際にそこに行って生活することが重要であろう。そのためには一部で取り組んでいる学校もあろうかと思うが、留学制度を考えてほしい。「留学」と言えば海外を連想するが、国内の留学だからこそ現代の子供が学べることは多くあると思う。 ○環境の保全については、直観的に何となく理解し得ても、つきつめて考えれば何故必要かが合理的に説明できないことが多い。例えば、緑豊かな空間が人間に与える影響や、森林の二酸化炭素吸収効果（これは一部で発表されているようだが、ＰＲが弱いのでは）、コンクリートの中だけで育つ人／自然の中で育つ人の特性の比較など、保全の効果を科学的かつ分かりやすく発信していくことが必要であるように思う。
	個人	○お風呂は追い炊きしない。使っていない電気は消す。裏紙を使うなどできることから行動していく。
	個人	○このような形式で国民からの意見・提案を広く国民から求める姿勢は高く評価できる。ＣＯＰ３に向けて、提出された日本の温室効果ガスの削減提案が全く国民の声も聞く機会も設けず、決定プロセスなども不透明な状態でつくられたことはまことに遺憾であった。また、日本案の前提となった日本に於ける削減率についての試算結果が通産省や環境庁から出されたが、とりわけ通産省の試算についてはその試算に用いた手法や基礎データは公開されておらず、結論だけが公表されたに過ぎなかった。このようなやり方は国民の声を聞く姿勢に全く欠けるものである。いまからでも、是非、公開し、国民的議論ができるようにすること、今後はこのようなやり方はいっさいとらないようにしていただくよう環境庁から通産省をはじめ、各省庁に対して申し入れをしていただきたい。
	個人	○「省エネとはエネルギー利用効率の改善」という考えを前提にしているように思われるが、エネルギー利用効率の改善だけでは、必要な省エネも、二酸化炭素の排出削減も不可能。
	個人	○伐採等による森林の減少し、その跡地に民生部門、産業部門、運輸部門等が出現することへの対策が必要。 ○人口爆発への対策が必要。 ○クリーンエネルギーの開発、廃棄物の処理技術の向上と節減の徹底が重要。 ○相続税等が高いため、住宅で庭がなくなっていることも反省すべき。
	個人	○環境国際会議の一年程前から月に一、二回、不特定多数の国民を集め、市民ディスカッションを行うべき。また、意見窓口を作り、国民の意見を集約する必要がある。 ○原子力発電は放射能の対策が出来るまで中止もしくは廃止するべき。 ○ソフトエネルギー大国（ママ）への移行。 ○街路樹の植樹の推進。道路公園を作る。

	個人	○北茨城市に200万ｋｗの石炭火力発電所の建設が市議会で可決したが、それは景観を破壊し、ＣＯ２を大量に排出するものであり、反対。クリーンな発電が数多く出来るまで、皆で節電すべき。
	個人	○各県及び市町村段階で、ＣＯ２の排出についての現況調査を実施するように指示すべき。 ○火力発電所の新設・増設は許可しない。
	個人	○意識の変革の為には省エネのために税金をかけることが大事。
	個人	○食料の輸入は、コストや国際的制約で押し進めるのではなく、輸送エネルギーの合理化を図る上でも、その国の実情を見据えて進めるべき。 ・木材、飲料水は輸入によらず、国内で賄える体制を構築することが、輸送のためのエネルギー消費及びＣO2 の削減につながる。
	個人	○風力発電の普及に対し、効果的な支援政策を。
	個人	○ＣO2の排出者に責任を持たせる。例えばＣO2 排出量に応じた植栽など。
	個人	○太陽、地熱等自然かつ恒久なエネルギー（利用）システムを確立する。 ○資源の浪費を抑制し再利用・循環システムを確立する。
	個人	○夜間の原子力発電の有効利用を。
	個人	○市町村でのごみの分別活動を通し、生活ごみの環境負荷、分別することによる負荷削減効果を周知する。 ○環境家計簿を市町村単位で普及させる。 ○セミナー等を通した地域での人材育成。 ○グリーンコンシューマーの育成とそのための体制整備。 ○国民の環境問題への理解を促進するため、マスコミの協力を得て情報を提供する。 ○各方面で活躍しているＮＧＯをひとつの理念でまとめるといった視点も必要。 ○商品の環境負荷の程度を購買者が判断するための基準を明示する必要がある。できれば定量評価の値を示し、そのための算定法などを規格化しておく必要がある。 ○企業のＩＳＯ取得の促進。取得企業の公表や取得をグリーン調達の条件にするなど取得を促進する環境の整備。 ○自主行動計画の支援。ただし、法的に義務づけるなどの方法は自主性を阻害するため注意が必要。
	個人	○不要不急の開発、工事、特に森林破壊に結びつくものは禁止する。
	個人	○地球規模の枠組は、「省エネ」の掛け声ばかりでは自分たちの生活には遠く感じられたが、原子力発電や核燃料に関する重大事故等密接に生活と関わる状況が具現化し、地球温暖化の深刻さについて意識することの土壌が熟成されてきている。 ○ＣＯＰ３及び環境自治体世界会議を通じて、①国内でのパートナーシップの現状、②日本のエネルギー政策の現状、③2000年の日本と生活スタイルの姿、④知りたい情報は与えられている情報とずれているのではないかとの疑問を抱いた。 ○国民総意での対策を管理する機関の創設が必要。 ○エネルギー政策には、国民意見のコンセンサスが得られるような過程の制度化が必要。

	個人	○地球温暖化の問題とは迫り来る危機をいかに感じ取り、早期の対策を講じるかという問題だが、国民レベルではこの危機を感じ取れていない。個人の欲求や過ごし方を変えてまでＣＯ２の削減に取り組む人が多くいるかといったら大いに疑問。
	個人	○運輸部門での温室効果ガス削減策を、重要な分野として特記すべき。
	個人	○京都会議において、通産省が試算した今後２％程度の経済成長という前提は、高齢化が進み労働人口が少なくなり、それによって消費も減少して市場が停滞気味になると予想されるので、少し無理がある。 ○日本は環境問題に対して保守的である。ドイツを見習うべき。
	個人	○報告書の言葉が難しすぎる。一般市民にも分かる言葉と内容で書くべき。 ○ＣＯＰ３でＮＧＯのお手伝いをしたが、各ＮＧＯがバラバラであるし、行政とＮＧＯの連携がほとんどないのが残念。 ○決して、小手先の対策や、今の社会のあり方を変えない技術革新だけに頼ってはならない。 ○環境問題は、関心を持ち、事実を知り、自分にできることから実行に移すのが大切。私もそうした気持ちで毎日小さなことから実行に移すように心がけている。
	個人	○容器包装リサイクル法を改正し、排出者が処理の費用負担を行う。デポジット制が必要。ペットボトルをリターナブルとする。
	個人	○地球温暖化防止の決め手は冷房の抑制と、冷房による廃熱を建物の中でリサイクルする方法を確立することではないか。また、電気の浪費を少なくするには、夜遅くまで店が開いているのを見直すことである。
	個人	○法令が「万全ではない点」を国民に知らせるべき。将来の技術の進展により変化する可能性のある点を添付して欲しい。
	個人	○21世紀末には1990年レベルより、60%は削減するという日本のイニシアチィブを打ち出して欲しい。
	個人	○リサイクル・リユース（再利用）の推進。古紙回収等に助成の必要。修理部品の保管の長期化。 ○家事労働を通じた若年層への温暖化防止に関する教育の推進。 ○駐車場の確保による、自動車利用の抑制。 ○大所高所に立たないで、住民の立場に立ってビジョンを打ち出すべき。
	個人	○まず政府が率先垂範で削減目標を示し、産業界も排出削減に努め、それから市民（民生部門）に共同歩調を求めるべき。
	個人	○山間地域の過疎化、人口集中地区の人口増加、都心過疎化といったいびつな国土構造が膨大な浪費原因。国土論に切り込みを。 ○温暖化対策は健康被害等の環境影響を未然に防ぐ観点から政策アセスにかけられるべき。 ○本格的な国民的議論を起こせるよう中環審のイニシアティブを。
	個人	○温暖化の影響から生物多様性を保護する観点から、影響を受けやすい種についてのモニタリング、気候変動による野生動植物の分布域の保護地域の連続性確保（保護区拡大、回廊指定、生息域を分断する開発行為の規制等）を進めるべき

	個人	○中間取りまとめに示されている諸施策を具体的に推進するためには、啓発・教育による市民意識の高まりに期待する以上に、地域環境対策システムの構築が必要。そのためにもＮＰＯによる取組、ＮＰＯを活用した社会システムへの道筋を中環審として提言するべき。
	個人	○カタカナ言葉に理解しにくい専門用語がある。
	団体	○問題点の多い中環審で政府モデルの無効を確認し、当面はAIMモデルを補強して対策を進めることを答申に盛り込むこと。
	個人	○このように中間で意見を募集するのは大変良い方向。さらに、意見募集について広く国民全体に知らせることに努め、集められた意見結果は必ず公開してもらいたい。
	個人	○国民の意見と提案を広く求めていることを高く評価。
	個人	○公共事業費等を削り、地球環境保全対策、研究に総力を挙げるべき。
	団体	○省エネ法の強化、石炭火力発電の建設を中止すべき。